

大正十五年内務省令第三十六号

健康保険法施行規則

健康保険法施行規則左ノ通定ム

目次

第一章 総則（第一条・第一条の二）

第二章 の二 保険者

第一節 通則（第一条の三・第二条）

第二節 全国健康保険協会（第二条の二）

第三節 第二条の八

第四節 健康保険組合（第三条・第十八条）

第五節 被保険者

第六節 事業主による届出等（第十九条・第三十五条）

第七節 被保険者証等（第四十六条・第五十条二条）

第八章 雜則（第一百五十六条の二・第一百七十八条）

第九章 費用の負担（第一百三十四条）

第十章 五十三条の二

第六章 保健事業及び福祉事業（第一百五十三条の三・第一百五十五条の十一）

第七章 健康保険組合連合会（第一百五十六条）

第八章 雜則（第一百五十六条の二・第一百七十八条）

第九章 条

附則

第一章 総則

（法第三条第一項第九号の厚生労働省令で定める場合）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第一項第九号の厚生労働省令で定める場合は、同一の事業所に雇用される通常の労働者の従事する業務が二以上あり、かつ、当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する労働者の数が当該通常の労働者の数に比し著しく多い業務（当該業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間が他の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間のいずれよりも長い場合に係る業務を除く。）に当該事業所に雇用される労働者が従事する場合とする。

（法第三条第十三項の厚生労働省令で定める方）

第一条の二 法第三条第十三項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三条号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。

（選択）

第一条の二 保険者

第一節 通則

（選択）

第一条の三 被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下同じ。）は、同時に二以上の事業所又は事務所（第七十四条第一項第一号、第五十六条第一項第二号及び第七十九条第一号を除き、以下「事業所」という。）に使用される場合において、被保険者が二以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。

前項の場合において、当該二以上の事業所に係る日本年金機構（以下「機構」という。）の業務が二以上の年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）に分掌されているときは、被保険者は、その被保険者に

関する機構の業務を分掌する年金事務所を選択しなければならない。ただし、前項の規定により健康保険組合を選択しようとする場合はこの限りでない。

（選択の届出）

第一条 前条第一項の選択は、同時に「以上の事業所に使用されるに至った日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を全国健康保険協会（以下「協会」という。）を選択しようとすることによって行うものとする。

（選択の届出）

中「全国健康保険協会（以下「協会」という。）を選択しようとするときは厚生労働大臣に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

（定款で定める事項）

（運営規則）

（運営規則）

（運営規則）

（運営規則）

(一般保険料率の認可の申請)

第十三条 一般保険料率の認可の申請書には、計算の基礎を示した書面を添付しなければならない。

(事業状況の報告)

第十四条 健康保険組合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより、毎月の事業状況を翌月二十日までに管轄地方厚生局長等（当該健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

(規程の届出)

第十五条 健康保険組合は、組合員の権利義務に関する規程を定めたときは、遅滞なく、これを管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(理事長の就任等の届出)

第十六条 健康保険組合は、理事長が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(添付書類)

第十七条 健康保険組合において厚生労働大臣若しくは地方厚生局長等の認可を受けるべき事項又は厚生労働大臣若しくは地方厚生局長等に届出を行なうべき事項が組合会の議決を経たものであるときは、申請書又は届書にはその会議録の謄本又は抄本を添付しなければならない。

前項に規定する事項が令第七条第四項の規定により理事長が処分したものであるときは、申請書又は届書には理由を記載した書面を添付しなければならない。

(管轄地方厚生局長等の経由)

第十八条 健康保険組合が厚生労働大臣に提出すべき書類は、管轄地方厚生局長等を経由するものとする。

第二章 被保険者

第一節 事業主による届出等

第十九条 初めて法第三条第三項に規定する適用事業所となつた事業所の事業主は、当該事業があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣（初めて適用事業所となつたと同時に当該適用事業所を健康保険組合に限る。）に提出しなければならない。

3

(新規適用事業所の届出)

第十九条 初めて法第三条第三項に規定する適用事業所となつた事業所の事業主は、当該事業があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣（初めて適用事業所となつたと同時に当該適用事業所を健康保険組合に限る。）に提出しなければならない。

3

(新規適用事業所の届出)

合の設立に係る適用事業所としようとするときは、健康保険組合）に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に厚生年金保険法第六条第一項の規定により初めて適用事業所となつたときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

(適用事業所に該当しなくなつた場合の届出)

第二十条 適用事業所の事業主は、廃止、休止その他事情により適用事業所に該当しなくなつたときは、第二十二条の規定により申請する場合を除き、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の適用事業所であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

(適用事業所を一の適用事業所とするための承認の申請)

第二十三条 法第三十四条第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一一の適用事業所としようとする事業所の名称、所在地及びその事業所に使用される被保険者の数

第一 事業主の氏名又は名称及び住所

第二 事業所の名称、所在地及び事業の種類

第三 事業主が法人であるときは、次に掲げる事項

イ 法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。）

ロ 事業所が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別

ハ 内国法人（国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。）又は外国法人（内国法人以外の法人をいう。）の別

ハ 事業主が国又は地方公共団体であるときは、法人番号

四 事業所が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次条第二項において同じ。）の事業主が、当該届書に併せて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項の規定による届書（同法第七条第一号に規定する有期事業、同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合に同条第一項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び同法第三十九条第一項に規定する事業に係るもの）を除く。）又は雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百四十一一条第一項の規定による事業所の設置に係る届書を提出するときは、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄公共職業安定所長」という。）又は事業所の所在地を管轄する公的職業安定所長（以下「所轄公共職業安定所長」という。）を経由して提出することができる。

二 前項の規定により厚生労働大臣に届書を提出する事業所（協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次条第二項において同じ。）の事業主が、当該届書に併せて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項の規定による届書（同法第七条第一号に規定する有期事業、同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合に同条第一項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び同法第三十九条第一項に規定する事業に係るもの）を除く。）又は雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百四十一一条第一項の規定による認可の申請書又は届書には、申請書又は届書に記載した書類を厚生労働大臣又は厚生年金保険法第六条第三項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用申請書にその旨を付記しなければならない。

三 第二項の届書には、登記事項証明書その他の届出する事項に該当しなくなつたことを証する書類を添付しなければならない。

四 事項を添付しなければならない。

五 事項を添付しなければならない。

六 事項を添付しなければならない。

七 事項を添付しなければならない。

八 事項を添付しなければならない。

九 事項を添付しなければならない。

十 事項を添付しなければならない。

十一 事項を添付しなければならない。

十二 事項を添付しなければならない。

十三 事項を添付しなければならない。

十四 事項を添付しなければならない。

十五 事項を添付しなければならない。

十六 事項を添付しなければならない。

十七 事項を添付しなければならない。

十八 事項を添付しなければならない。

十九 事項を添付しなければならない。

二十 事項を添付しなければならない。

二十一 事項を添付しなければならない。

二十二 事項を添付しなければならない。

二十三 事項を添付しなければならない。

二十四 事項を添付しなければならない。

二十五 事項を添付しなければならない。

二十六 事項を添付しなければならない。

二十七 事項を添付しなければならない。

二十八 事項を添付しなければならない。

二十九 事項を添付しなければならない。

三十 事項を添付しなければならない。

三十一 事項を添付しなければならない。

三十二 事項を添付しなければならない。

三十三 事項を添付しなければならない。

三十四 事項を添付しなければならない。

三十五 事項を添付しなければならない。

三十六 事項を添付しなければならない。

三十七 事項を添付しなければならない。

三十八 事項を添付しなければならない。

三十九 事項を添付しなければならない。

四十 事項を添付しなければならない。

四十一 事項を添付しなければならない。

四十二 事項を添付しなければならない。

四十三 事項を添付しなければならない。

四十四 事項を添付しなければならない。

四十五 事項を添付しなければならない。

四十六 事項を添付しなければならない。

四十七 事項を添付しなければならない。

四十八 事項を添付しなければならない。

四十九 事項を添付しなければならない。

五十 事項を添付しなければならない。

五十一 事項を添付しなければならない。

五十二 事項を添付しなければならない。

五十三 事項を添付しなければならない。

五十四 事項を添付しなければならない。

五十五 事項を添付しなければならない。

五十六 事項を添付しなければならない。

五十七 事項を添付しなければならない。

五十八 事項を添付しなければならない。

五十九 事項を添付しなければならない。

六十 事項を添付しなければならない。

六十一 事項を添付しなければならない。

六十二 事項を添付しなければならない。

六十三 事項を添付しなければならない。

六十四 事項を添付しなければならない。

六十五 事項を添付しなければならない。

六十六 事項を添付しなければならない。

六十七 事項を添付しなければならない。

六十八 事項を添付しなければならない。

六十九 事項を添付しなければならない。

七十 事項を添付しなければならない。

七十一 事項を添付しなければならない。

七十二 事項を添付しなければならない。

七十三 事項を添付しなければならない。

七十四 事項を添付しなければならない。

七十五 事項を添付しなければならない。

七十六 事項を添付しなければならない。

七十七 事項を添付しなければならない。

七十八 事項を添付しなければならない。

七十九 事項を添付しなければならない。

八十 事項を添付しなければならない。

八十一 事項を添付しなければならない。

八十二 事項を添付しなければならない。

八十三 事項を添付しなければならない。

八十四 事項を添付しなければならない。

八十五 事項を添付しなければならない。

八十六 事項を添付しなければならない。

八十七 事項を添付しなければならない。

八十八 事項を添付しなければならない。

八十九 事項を添付しなければならない。

九十 事項を添付しなければならない。

九十一 事項を添付しなければならない。

九十二 事項を添付しなければならない。

九十三 事項を添付しなければならない。

九十四 事項を添付しなければならない。

九十五 事項を添付しなければならない。

九十六 事項を添付しなければならない。

九十七 事項を添付しなければならない。

九十八 事項を添付しなければならない。

九十九 事項を添付しなければならない。

一百 事項を添付しなければならない。

一百一 事項を添付しなければならない。

一百二 事項を添付しなければならない。

一百三 事項を添付しなければならない。

一百四 事項を添付しなければならない。

一百五 事項を添付しなければならない。

一百六 事項を添付しなければならない。

一百七 事項を添付しなければならない。

一百八 事項を添付しなければならない。

一百九 事項を添付しなければならない。

一百十 事項を添付しなければならない。

一百十一 事項を添付しなければならない。

一百十二 事項を添付しなければならない。

一百十三 事項を添付しなければならない。

一百十四 事項を添付しなければならない。

一百十五 事項を添付しなければならない。

一百十六 事項を添付しなければならない。

一百十七 事項を添付しなければならない。

一百十八 事項を添付しなければならない。

一百十九 事項を添付しなければならない。

一百二十 事項を添付しなければならない。

一百二十一 事項を添付しなければならない。

一百二十二 事項を添付しなければならない。

一百二十三 事項を添付しなければならない。

一百二十四 事項を添付しなければならない。

一百二十五 事項を添付しなければならない。

一百二十六 事項を添付しなければならない。

一百二十七 事項を添付しなければならない。

一百二十八 事項を添付しなければならない。

一百二十九 事項を添付しなければならない。

一百三十 事項を添付しなければならない。

一百三十一 事項を添付しなければならない。

一百三十二 事項を添付しなければならない。

一百三十三 事項を添付しなければならない。

一百三十四 事項を添付しなければならない。

一百三十五 事項を添付しなければならない。

一百三十六 事項を添付しなければならない。

一百三十七 事項を添付しなければならない。

一百三十八 事項を添付しなければならない。

一百三十九 事項を添付しなければならない。

一百四十 事項を添付しなければならない。

一百四十一 事項を添付しなければならない。

一百四十二 事項を添付しなければならない。

一百四十三 事項を添付しなければならない。

一百四十四 事項を添付しなければならない。

一百四十五 事項を添付しなければならない。

一百四十六 事項を添付しなければならない。

一百四十七 事項を添付しなければならない。

一百四十八 事項を添付しなければならない。

一百四十九 事項を添付しなければならない。

一百五十 事項を添付しなければならない。

一百五十一 事項を添付しなければならない。

一百五十二 事項を添付しなければならない。

一百五十三 事項を添付しなければならない。

一百五十四 事項を添付しなければならない。

一百五十五 事項を添付しなければならない。

一百五十六 事項を添付しなければならない。

一百五十七 事項を添付しなければならない。

一百五十八 事項を添付しなければならない。

一百五十九 事項を添付しなければならない。

一百六十 事項を添付しなければならない。

一百六十一 事項を添付しなければならない。

一百六十二 事項を添付しなければならない。

一百六十三 事項を添付しなければならない。

一百六十四 事項を添付しなければならない。

一百六十五 事項を添付しなければならない。

一百六十六 事項を添付しなければならない。

一百六十七 事項を添付しなければならない。

一百六十八 事項を添付しなければならない。

一百六十九 事項を添付しなければならない。

一百七十 事項を添付しなければならない。

一百七十一 事項を添付しなければならない。

一百七十二 事項を添付しなければならない。

一百七十三 事項を添付しなければならない。

</

(准半数代表者)
第二十三章第三二一
第六条第五項第二号イに規定する「一分の一以上同
意の代表者の過半数を代表する者」(以下この条に
おいて「過半数代表者」という。)は、次のい
ずれにも該当する者とする。
一 労働基準法第四十一条第一号に規定する監
督又は管理の地位にある者でないこと。
二 過半数代表者を選出することを明らかにし
て実施される投票、挙手等の方法により選出
された者であつて、事業主の意向に基づき選
出されたものでないこと。

い。廿二年三月三十日付の被保険者の特定適用事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の特定適用事業主（年金機能強化法附則第十二条第一項に規定する特定適用事業所をいう。）であるときは、当該申出書にその旨を付記しなければならない。

一 事業所（事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地

二 事業主が法人であるときは、法人番号

前項の申出書には、年金機能強化法附則第四十六条第二項ただし書の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

3
事業主は、当該事業主に使用される者が四分三以上代表者であること若しくは四分の三以上代表者になろうとしたこと又は四分の三以上代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

4 事業主は、四分の三以上代表者が年金機能強化法附則第四十六条第二項第二号イ及び同条第八項第二号イに規定する同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。
(特定適用事業所の不該当の申出)

第二十三条の三 年金機能強化法附則第四十六条

二 四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法により選出された者であつて、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。

前項第一号に該当する者がいない事業主が同一である又は二以上の適用事業所にあつては、四分の三以上代表者は同項第二号に該当する者とする。

2 前項第一号に該当する者がいない事業主が同一である一又は二以上の適用事業所につては、過半数代表者は同項第二号に該当する者とする。

五	午後十時から午前五時まで（労働基準法第三十七条规定により厚生労働大臣が定めたもの）
四	所定労働日以外の日の労働に対する支払われる賃金
三	所定労働時間を超える時間の労働に対する支払われる賃金
二	一月を超える期間ごとに支払われる賃金
一	臨時に支払われる賃金

二　学校教育法第六十三条に規定する中等教育
　　学校に在学する生徒

三　学校教育法第七十二条に規定する特別支援
　　学校（同法第七十六条第二項に規定する高等
　　学校に限る。）に在学する生徒

四　学校教育法第八十三条に規定する大学（同
　　法第九十七条に規定する大学院を含む。）に
　　在学する学生

又は主たる事業所の名 称 及 て 所 在 地
二 事業主が法人であるときは、法人番号
前項の申出書には、年金機能強化法附則第四
十六条第八項の同意を得たことを証する書類を
添付しなければならない。
(法第三条第一項第九号ロの厚生労働省令で定
める賃金に相当するもの)

第二十三条の四 法第三条第一項第九号ロの最低
賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四
条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとし
て厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるも
のとする。

第二十三条の三の四 (年金機能強化法附則第四十六条第八項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出する)によつて行うものとする。この場合において、同時に年金機能強化法附則第十七条第八項の申出を行うときは、当該申出書にその旨を併記しなければならない。

（任意特定適用事業所の取消しの申出）
十六条第五項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

しないようにしなければならない。
事業主は、過半数代表者が年金機能強化法附則第四十一条第五項第二号イに規定する同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。
(任意特定適用事業所の申出)
第二十三条の三の三 年金機能強化法附則第四十一条第五項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に年金機能強化法附則第十七条第五項の申出を行うときは、当該申出書にその旨を併記しなければならない。

五	午後十時から午前五時まで（労働基準法第三十七条规定により厚生労働大臣が定めたもの）
四	所定労働日以外の日の労働に対する支払われる賃金
三	所定労働時間を超える時間の労働に対する支払われる賃金
二	一月を超える期間ごとに支払われる賃金
一	臨時に支払われる賃金

二　学校教育法第六十三条に規定する中等教育
　　学校に在学する生徒

三　学校教育法第七十二条に規定する特別支援
　　学校（同法第七十六条第二項に規定する高等
　　学校に限る。）に在学する生徒

四　学校教育法第八十三条に規定する大学（同
　　法第九十七条に規定する大学院を含む。）に
　　在学する学生

の他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設二 あん摩マツサージ指圧師（はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十七条）第二条第一項に規定する学校及び養成施設三 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する理容師養成施設四 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する栄養士の養成施設五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第二号に規定する学校及び同条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十一条第一号に規定する大学、同条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所並びに同条第二十二条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する准看護師養成所六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号に規定する歯科衛生士学校及び同条第二号に規定する歯科衛生士養成所並びに同条第二号に規定する准看護師養成所七 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第五条第一項に規定する養護教諭養成機関及び同法別表第一備考第三号に規定する教員養成機関八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関九 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号に規定する学校及び診療放射線技師養成所十 歯科技工士法（昭和三十年法律第二百六十八号）第十四条第一号に規定する歯科技工士養成所十一 美容師法（昭和三十二年法律第二百六十三号）第四条第二項に規定する美容師養成施設十二 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号に規定する学校及び臨床検査技師養成所十三 調理師法（昭和三十三年法律第二百四十七号）第三条第二号に規定する調理師養成施設十四 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十一年法律第二百三十七号）第十二条第一号及び第十三条第一号に規定する理学療法士養成施設

二号に規定する学校及び理学療法士養成施設並びに同法第十二条第一号及び第二号に規定する学校及び作業療法士養成施設十五 製菓衛生師法（昭和四十年法律第二百五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設十六 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校、同項第二号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第三号に規定する職業能力開発促進大学校、同項第四号に規定する職業能力開発促進セントラル、同項第五号に規定する障害者職業能力開発校及び同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程を除く。）十七 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項に規定する学校及び柔道整復師養成施設十八 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号及び第二号に規定する学校及び視能訓練士養成所十九 國際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二项に規定する千九百七十二年十一月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連

二十一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十一年法律第三十号）第七条第三号に規定する学校及び養成施設並びに同法第四十条第二項第一号、第二号及び第三号に規定する学校及び養成施設二十二 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号及び第三号に規定する学校及び臨床工学技士養成所二十三 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号及び第三号に規定する学校及び義肢装具士養成所二十四 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）第七条第三号に規定する学校及び養成施設二十五 言語聴覚士法（平成九年法律第二百三十号）第三十三条第一号、第二号、第三号及び第十二条第一号に規定する言語聴覚士養成施設

二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。
二 被保険者の氏名（片仮名で振り仮名を付すものとする。）
三 被保険者の種別（健康保険組合が管掌する動物看護師養成所）
四 被保険者資格の取得区分
五 健康保険の被保険者にあっては、被保険者の資格を取得したときであって、当該被保険者が基礎年金番号を有する者にあっては、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。）
六 資格取得年月日
七 被扶養者の有無
八 被保険者の報酬月額
九 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者があって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときを除く。）
十 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
十一 その他保険者等が必要と認める情報
前項の規定により機構に提出する健康保険被保険者資格取得届（様式第三号の二によるものに限る。）は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。
十二 独立行政法人海技教育機構（厚生労働大臣が定める課程に限る。）
十三 独立行政法人航空大学校
前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が指定するもの（被保険者の資格取得の届出）
（被保険者の資格取得の届出）
第十二条第一項の届出は、機構又は健康保険組合が支障がないと認めた場合に限り、健康保険被保険者資格取得届に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うことができる。
一 事業主の氏名又は名称
二 事業所の名称及び所在地
三 届出の件数

事業主は、第一項の届出に關し、被保険者に

対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。

（法第四十一条第一項の厚生労働省令で定める者）

第二十四条の二 法第四十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、被保険者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される法第三条第一項第九号に規定する通常の労働者（以下「通常の労働者」という。）の一週間に所定労働時間の四分の三未満である同号に規定する短時間労働者（以下「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者とする。

（法第一百条第一項及び第二百二条の規定の適用を受けなくなつた場合の届出）

第二十四条の三 被保険者が法第三条第十項に規定する共済組合（以下この項、第二十九条の二第一項及び第五十二条第四項第四号において單に「共済組合」という。）の組合員の資格を喪失したことにより、適用事業所（当該共済組合に係るものを除く。）に係る法第二百条第一項及び第二百二条の規定の適用を受けなくなつたときは、当該適用事業所の事業主は、当該事業主があつた日から五日以内に、その旨を記載した様式第三号による届書を機構又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、同様式中「被保険者資格取得届」とあるのは「第二十四条の三第一項の届書」と読み替えるものとする。

第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

（保険者による被保険者情報の登録）

第二十四条の四 保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとす

（報酬月額の届出）

第二十五条 每年七月一日現に使用する被保険者（法第四十一条第三項に該当する者を除く。）の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、同月十日までに、様式第四号による健康保険被保険者報酬月額算定基礎届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、健康保険被保険者報酬月額算定基礎届に厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

第二十四条 第四項の規定は、前項の届出について準用する。

第三章

前二項の規定にかかわらず、第一項の届出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十五条）を超える法人、保険業法（平成七年法律第五号）第十二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この節において同じ。）の事業所の事業主にあっては、電子情報処理組織（機構又は健康保険組合の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第一百六十条において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい。以下この節において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により（前項本文の場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、健康保険被保険者報酬月額算定基礎届に厚生年金保険の従前の標準報酬月額を併せて入力しなければならない。

(報酬月額の変更の届出)
第二十六条 法第四十三条第一項に該当する場合の被保険者の報酬月額に関する届出は、速やかに、様式第五号による健康保険の被保険者報酬月額変更届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者と同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、健康保険の被保険者報酬月額変更届に厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。
2 第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。
3 前二項の規定にかかわらず、第一項の届出は、特定法人の事業所の事業主にあっては、電子情報処理組織を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、灾害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで同項の届出を行うことができるとの認められる場合は、この限りでない。
4 前項本文の場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、健康保険の被保険者報酬月額を変更届に厚生年金保険の従前の標準報酬月額を併せて入力しなければならない。
(育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出)
第二十六条の二 法第四十三条の二第一項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、速やかに、第三十八条の二に規定する申出書に次に掲げる事項を記載して届書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。
一 当該被保険者に係る標準報酬月額の変更
年月
二 当該被保険者に係る従前の標準報酬月額
規定する育児休業等(以下「育児休業等」という。)を終了した日の翌日が属する月以後
三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬支払の基礎となつた日数
四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏
名又は名称

五 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であつて、法第三条第一項第九号イからハまでいづれの要件にも該当しないものであるかないかの区別

(産前産後休業を終了した際の報酬月額変更の届出)

第二十六条の三 法第四十三条の三第一項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、速やかに、第三十八条の三に規定する申出書に次に掲げる事項を記載して届出書を機構又は健康保険組合に提出することによつて行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

一 当該被保険者に係る標準報酬月額の変更
年月

二 当該被保険者に係る従前の標準報酬月額
三 当該被保険者が法第四十三条の三第一項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び該各月における報酬支払の基礎となつた日数

四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

五 前条第五号の区別
(賞与額の届出)

第二十七条 被保険者の賞与額に関する法第四十八条の規定による届出は、賞与を支払った日から五日以内に、様式第六号による健康保険被保険者賞与支払届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。

第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項の届出は、特定法人の事業所の事業主にあつては、電子情報処理組織を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処

の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合（証明書の発行等）

第三十三条 事業主は、保険給付を受けようとするとからこの省令の規定による証明書を求められたとき、又は第百十条の規定による証明の記載を求められたときは、正当な理由がなければ拒むことができない。（事業主による書類の保存）

第三十四条 事業主は、健康保険に関する書類を、その完結の日より二年間、保存しなければならない。（事業主の代理人選任の届出）

第三十五条 事業主は、法の規定に基づいて事業主がしなければならない事項につき代理人をして処理させようとするとき、又は代理人を解任したときは、あらかじめ、文書でその旨を厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。この場合において、事業主が厚生年金保険の被保険者を使用する事業主であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。（被保険者の申出）

第三十六条 被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。ただし、当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき、又は、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出なければならない。（被保険者の住所変更の申出）

第三十七条の二 法第三条第七項ただし書の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

（被保険者の個人番号変更の申出）

第三十五条の二 被保険者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、変更後の個人番号及び変更の年月日を事業主に申し出なければならない。（氏名変更の申出）

第三十七条の二 法第三条第七項本文の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 個人番号又は基礎年金番号

二 各事業所について当該事業所が厚生年金保険法の適用事業所（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）に該当することの有無（法第三条第七項本文の厚生労働省令で定めるもの）

三 被保険者の氏名、生年月日及び住所

四 各事業所の名称及び所在地

（被扶養者の届出）

第三十八条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。（被扶養者の届出）

第三十九条 第二十四条の四の規定は、第三十八条第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二十四条の四中、「機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第四十二条の規定による申出」とあるのは「厚生労働大臣又は健康保険組合が第三十八条第一項の規定による届出」と、「又は申出に係る情報の提供を求める者」の規定による届出を受けることとする。

院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

第三十九条の二 法第四十三条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して機構又は健康保険組合に提出することによつて行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者は、個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

一 申出に係る被保険者の事業所整理記号及び被保険者整理番号

二 申出に係る被保険者の事業所整理記号及び被保険者整理番号

三 産前産後休業を終了した年月日

四 育児休業等を終了した年月日

五 育児休業等を終了した日において養育する者の都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。ただし、住所の変更については、当該被扶養者が健康保険組合が管掌する健康保険の被扶養者であつて、当該健康保険組合が当該被扶養者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき（当該健康保険組合が、事業主に対し、当該被扶養者の住所に係る情報の提供を求めて、当該健康保険組合が当該被扶養者であると認められる者）は、この限りでない。

（法第三条第七項ただし書の厚生労働省令で定める者）

第三十七条の三 法第三条第七項ただし書の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

（被保険者の申出）

第三十九条 第二十四条の四の規定は、第三十八条第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二十四条の四中、「機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第四十二条の規定による申出」とあるのは「厚生労働大臣又は健康保険組合が第三十八条第一項の規定による届出を受け、又は申出に係る情報の提供を求める者」の規定による届出を受けることとする。

一 事業主の氏名又は名称

二 事業所の名称及び所在地

三 届出の件数

て、当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。）による准入認を受けてから逃院的な療養又は旨

2
は、被保険者を受けていたり、絶縁の形態で接するに付
定訪問看護を受けている場合に限る。
被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第
三号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受

三号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、保険薬局等又は被保険者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。以下同じ。）を受けることができる場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項各号に定めるもの及び高齢受給者証を提出する方法とする。

第五十四条 保険薬局等から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該保険薬局等に提出しなければならない。
(令第三十四条第二項に規定する収入の額)
第五十五条 令第三十四条第二項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項各号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合は、あつては、前々年)における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。
(令第三十四条第二項の規定の適用の申請等)
第五十六条 令第三十四条第二項の規定の適用を受けるようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。
一 被保険者等記号・番号又は個人番号
二 令第三十四条第二項各号に規定することについて前条の規定により算定した収入の額
令第三十四条第二項第一号に該当することにより同項の規定の適用を受ける被保険者(同項第一号に該当する者を除く。)は、その被扶養

者であつた者（同
た者をいう。）が
当しなくなつたよ
陥者に申し出な
（法第七十五条の
める特別の事情）

二項の厚生労働省令で定める
を、一項の厚生労働省令で定める
の特別の事情は、被保険者が、
災害その他のからこれらに類する災害
は、次に掲げるものとする。
算定方法（平成二十年厚生労働
省令第一号）第一号ただし書に規定す
る（昭和二十二年法律第二百六十四
条第一項第一号本又は第三号本
を受ける者
未第一項第二号へ又は第三号へ
を受ける者
（昭和二十二年法律第二百六十四
条の二第一項に規定する指定小児
医療支援を受ける同法第六条の規定
する小児慢性特定疾病児童等
に対する医療等に関する法律
法律第五十号）第五条第一項
特定医療を受ける同項に規定
する者は、被保険者が、保険医療機
第百五十四条の限度額適用・
の患者

標準負担額減額認定
受けることなく減額
担額を支払った場合
なかつたことがやむ
は、その食事療養に
準負担額から食事療
と二十しげんもうべ

に規定する利用
じ。)の提供を受
の限りでない。
(入院時食事療養
第六十二条 保険三
八項の規定によ
証ことは、入院時

Digitized by srujanika@gmail.com

(準用)

第七十三条 第六十五条の規定は、訪問看護事業者の行為によつて生じたも費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときについて準用する。

(指定訪問看護事業者に係る指定の申請)

第七十四条 法第八十八条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び書類を当該申請に係る訪問看護事業を行う事業所の所在地を管轄する地方厚生局長等に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

二 訪問看護ステーションとなる事業所の名称及び所在地

三 当該指定に係る訪問看護事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為又は条例等

五 申請者が、現に他の訪問看護ステーション、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者であるときは、その概要

六 申請者が、同時に他の訪問看護ステーション、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとするときは、その概要

七 訪問看護ステーションとなる事業所の平面図並びに設備及び備品等の概要

八 指定訪問看護を受ける者の予定数

九 訪問看護ステーションとなる事業所の管理者その他の職員の氏名及び経歴(看護師等については、免許証の写しを添付すること)並びに管理者の住所

十 運営規程

十一 職員の勤務の体制及び勤務形態

十二 事業計画

十三 保健、医療又は福祉サービスの提供主体

十四 指定訪問看護の事業に係る資産の状況

十五 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

前項の規定による申請書及び書類の提出は、当該事業所の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

(掲示)

第七十五条 指定訪問看護事業者は、訪問看護ステーションの見やすい場所に、訪問看護ステーションである旨を掲示しなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、原則として、前項の訪問看護ステーションである旨をウェブサイトに掲載しなければならない。

(法第八十九条第二項の厚生労働省令で定める基準)

第七十五条の二 法第八十九条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該事業所において訪問看護に従事する看護職員の員数が、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二条に規定する員数を満たすものであること。

二 当該事業所の管理者が、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第三条に規定する管理職であること。

(指定訪問看護事業者の別段の申出)

第七十六条 法第八十九条第二項ただし書の規定による別段の申出は、指定居宅サービス事業者(訪問看護事業を行う者に限る。以下同じ。)の申請書に併せて、次に掲げる事項を記載した申出書を当該申請に係る居宅サービス事業を行なう事業所の所在地を管轄する地方厚生局長等に提出して行うものとする。

一 当該申請に係る居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地

二 当該指定居宅サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名等(変更の届出)

三 法第八十九条第一項の指定を不要とする旨(第七十四条第二項の規定は、前項の申出書の提出について準用する。)

四 休止した場合にあつては、その休止の予定期間

2 第七十四条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(公示)

第七十九条 法第九十六条の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法第九十六条各号に掲げる指定、届出又は指定期の取消しに係る年月日

二 指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地

三 訪問看護ステーションの名称及び所在地

(移送費の額)

第八十条 法第九十七条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額とする。ただし、現に移送に要した費用の金額を超えることができない。

(移送費の支給の場合は)

一 保険者は、被保険者が次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。

一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。

二 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。

三 緊急その他やむを得なかつたこと。

(移送費の支給の申請)

一 被保険者は、被保険者の氏名、経歴(看護師等に限る。)と住所に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 移送を受けた者の氏名及び生年月日

三 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日

四 移送経路、移送方法及び移送年月日

五 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所

六 移送に要した費用の額

七 疾病又は負傷の原因が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

八 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同様第六号の事実を証する書類を添付しなければならない。

一 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由)

2 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。

3 第六十六条第三項の規定は、第二項の意見書について準用する。

2 移送経路、移送方法及び移送年月日

3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同様第六号の事実を証する書類を添付しなければならない。

4 第六十六条第三項の規定は、第二項の意見書について準用する。

二 移送経路、移送方法及び移送年月日

3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同様第六号の事実を証する書類を添付しなければならない。

4 第六十六条第三項の規定は、第二項の意見書について準用する。

第十四項に規定する地域密着型サービスをいふ。以下同じ。若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）施設介護サービスに係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等）に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）特例施設介護サービス費に係る指定介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）に相当するものに限る。以下同じ。）介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所又は居所及び生年月日

るサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十五項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行なう事業所の名称及び所在地五 現に療養の給付又は入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養を受けている保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地六 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者又は訪問看護ステーションの名称として、公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称 保険者は、前項の規定による申請書が提出されたときは、遅滞なく、様式第十二号による特

3 別療養証明書を前項の者に交付しなければならない。

4 第一項の者は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別療養証明書を提出して受けるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、特別療養証明書を返納すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者は、その申請の際、特別療養証明書を保険者に返納しなければならない。ただし、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行つた者において特別療養証明書を返納しなければならない。

6 第一項の者は、被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給を受けた者の氏名又は住所の変更があつたときは、五日以内に、その旨及び変更の年月日を記載した届書に特別療養証明書を添付して保険者に提出しなければならない。

7 第四十九条第一項から第四項までの規定は、特別療養証明書について準用する。

第二節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給

(傷病手当金の支給の申請)

第八十四条 法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号
二 被保険者の業務の種別
三 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日
四 労務に服することができなかつた期間
五 被保険者が報酬の全部又は一部を受けることができるときは、その報酬の額及び期間
六 傷病手当金が法第八十条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定によるものであると

きは、障害厚生年金又は障害手当金の別、その額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）、支給事由で受けられる傷病名、障害厚生年金又は障害手当金を受けることとなつた年月日（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）、支給事由においては、個人番号又は基礎年金番号及び当該障害厚生年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金）の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

八 傷病手当金が法第百八条第五項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付（以下単に「老齢退職年金給付」という。）の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなつた年月日、個人番号又は基礎年金番号及びその年金証書若しくはこれに準ずる書類の年金コード若しくは記号番号若しくは番号

九 傷病手当金が法第九条の規定によるものであるときは、受け受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受け受けることができるかった報酬の額及び期間、法第百八条第一項ただし書、第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により受け受けた傷病手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由

一〇 労務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定施設介護サービス費に係る施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス若しくはこれに相当するサービ

スを受けたときは、同法に規定する被保険者の
証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の
名称

十 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した
疾病について、労働者災害補償保険法（昭和四
二年法律第五十号）、国家公務員災害補
償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）。他の
法律において準用し、又は例による場合を含
む。又は地方公務員災害補償法（昭和四十
二年法律第二百二十一号）若しくは同法に基づ
く条例の規定により、傷病手当金に相当する
給付を受け、又は受けようとする場合は、そ
の旨

十一 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、
当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座とし
て、公金受取口座を利用しようとする者
ロ 払渡しを受けようとする預貯金口座とし
て、公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けよ
うとする金融機関等の名称

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。

一 被保険者の疾病又は負傷の発生した年月
日、原因、主症状、経過の概要及び前項第四
号の期間に関する医師又は歯科医師の意見書

二 前項第四号、第五号及び第八号に関する事
業主の証明書

一 前項第一号の意見書には、これを証する医師
又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記
載しなければならない。

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生
活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受
けることが困難であるため療養費の支給を受け
る場合においては、傷病手当金の支給の申請書
には、第二項第一号の書類を添付することを要
しない。この場合においては、第一項の申請書
にその旨を記載しなければならない。

第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の
区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しな
ければならない。ただし、保険者が番号利用法
第二十二条第一項の規定により当該書類と同一
の内容を含む利用特定個人情報の提供を受ける
ことができるときは、この限りでない。

一 法第十八条第三項の規定に該当する者 障
害厚生年金（当該障害厚生年金と同一の支給
事由に基づき障害基礎年金の支給を受けるこ

二 法第一百八条第四項の規定に該当する者 障害手当金の額を証する書類

三 隅退職年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類の写し、その額及びその支給開始年月を証する書類並びにその直近の額を証する書類

四 法第一百八条第五項の規定に該当する者 老齢退職年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類の写し、その額及びその支給開始年月を証する書類並びにその直近の額を証する書類

五 法第一百八条第四項に規定する合計額が同項に規定する障害手当金の額に達したことにより傷病手当金の支給を受けるべきこととなつた者は、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 障害手当金の支給を受けた日から当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至った日までの期間に係る第一項第四号に掲げる期間及びその期間に受けた報酬の日額に関する事業主の証明書

二 前号に規定する第一項第四号に掲げる期間に係る第二項第一号に掲げる書類

三 第一項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 法第九十九条第二項(次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条並びに次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項において同じ。)に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の法第九十九条第二項の標準報酬額が定められてゐる直近の継続した十二月以内の期間において、使用される事業所に変更があつた場合各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間

二 次条第二項から第四項までに規定する標準報酬額がある場合 合併により消滅した健康保険組合若しくは分割後存続する健康保険組合又は解散により消滅した健康保険組合の名称及び当該各健康保険組合に加入していいた期間第六十六条第三項の規定は、第二項第一号及び第六項第二号の意見書について準用する。(傷病手当金の額の算定)

第八十四条の二 被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。)の資格を喪失するときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金。以下この号において同じ。)の年金証書の写し、障害厚生年金の額及びその支給開始年月を証する書類並びに障害厚生年金の直近の額を証する書類

失した日以後に法第四条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、法第九十九条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「被保険者（任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失した日の前日」と「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であつた者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第十三条第三項の規定に基づき合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合が合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

3 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第四条第五項の規定に基づき分割により設立された健康保険組合が分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継したときは、当該分割により消滅した健康保険組合又は当該分割後存続する健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

4 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第二十六条第四項の規定に基づき協会が解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

5 法第九十九条第二項の標準報酬月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において被保険者が現に属する保険者が管掌する健康保険の任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。

6 法第九十九条第二項の標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月の標準報酬月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

7 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

第八十四条の三 傷病手当金の支給期間の計算

法第一百条又は第一百五条の規定により
埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の
支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を
記載した申請書を被保險者に提出しなければなら
ない。

一 死亡した被保險者の氏名及び被保險者等記
号・番号

二 死亡の年月日及び原因

三 法第一百条第一項又は第一百五条第一項の規定
による埋葬料の支給を受けようとする者にあ
つては、被保險者と申請者との続柄

四 法第一百条第二項又は第一百五条第二項の規定
による埋葬に要した費用に相当する金額の支
給を受けようとする者にあっては、埋葬を行
った年月日及び埋葬に要した費用の額

五 死亡が第三者の行為によるものであるとき
は、その事実並びに第三者の氏名及び住所又
は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らか
でないときは、その旨）

六 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、當
該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座とし
て、公金受取口座を利用しようとする者
払渡しを受けようと/or>する預貯金口座とし
て、公金受取口座を利用する旨及び個人
番号

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けよ
うとする金融機関等の名称

二 市町村長（特別区の区長を含む。）の埋葬
許可証若しくは火葬許可証の写し、死亡診断
書、死体検査書若しくは検視調書の写し、被
保險者の死亡に関する事業主の証明書又はこ
れに代わる書類（被保險者が機構保存本人確認
情報の提供を受けることができるときは、こ
の限りでない。）

二 法第一百条第二項又は第一百五条第二項の規定
による埋葬に要した費用に相当する金額の支
給を受けようとする者にあっては、埋葬に要
した費用の金額に関する証拠書類

二 令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当することなつたとき。

三 令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなつたとき。

四 保険者は、認定した者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

五 認定を受けた者は、令第四十一条第一項第一号に規定する病院等から特定疾病給付対象療養（同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項において同じ。）を受けようとするときは、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。

六 認定を受けた者は、令第四十一条第一項第一号に規定する限度額適用・標準負担額認定又は限度額適用認定を受けている者を除く。）が特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（第三百三条の二第五項及び第六項、第一百五条第四項及び第五項並びに第一百六条第一項において「保険医療機関等」と総称する。）又は指定訪問看護事業者から療養（令第四十一条第一項第一号に規定する療養をいう。第一百三条の二第五項、第一百四条、第一百五条第四項及び第一百六条第一項において同じ。）を受けたときの令第四十三条第一項、第三項又は第四項の規定の適用については、当該認定を受けた者は第一百三条の二第一項に規定する限度額適用・標準負担額認定又は限度額適用認定を受けているものとみなす。（特定疾病的認定の申請等）

七 認定を受けた者は、令第四十一条第九項の規定による保険者の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

三 認定を受けようとする者がかかつた令第四十三条第九項に規定する疾病的名称

2 前項の申請書には、同項第三号に掲げる疾病に関する医師又は歯科医師の意見書その他の当該疾病にかかるたことを証する書類を添付しなければならない。

3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。

4 保険者は、第一項の申請に基づき認定を行つたときは、被保険者に対し、様式第十三号による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

5 特定疾病療養受療証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を保険者に返納しなければならない。

一 被保険者の資格を喪失したとき。

二 保険者に変更があつたとき。

三 被扶養者がその要件をなくして至つたとき。

四 令第四十一条第九項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。

5 認定を受けた者は、保険医療機関等又は保険薬局等から令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は保険薬局等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第五十三条(第一項第三号を除く。)に規定する方法により被保険者であるとの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6 前項ただし書の場合においては、その理由がなくなつたときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。

7 被保険者は、特定疾病療養受療証の交付その他の手続を事業主を経由して行おうとするときは、事業主及び保険者に対し、その旨の意思を表示しなければならない。

8 第四十七条第三項から第五項まで、第四十八条から第五十条まで及び第五十一条第三項から第五項までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定(第四十七条第三項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。)中「任意継続被保険

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職	地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間	日雇特例被保険者（令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下同じ。）であつた期間	第九十九条の二 令第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める額は、計算期間（同号に相応する）において、基準日被保険者に規定する基準日被保険者が該当する次の表の上欄に記載する額（同表の下欄に掲げる額とす
------------------------	----------------------------------	---	--

		員共済制度の加入者であつた期間
2 令第四十一条の二第一項第六号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日被扶養者(同項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。)が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、當	令第四十一条の二第二十九項に規定する国民健康保険の世帯主等(以下「国民健康保険の世帯主等」という。)であつた期間(同条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)において、国民健康保険の被保険者でない場合(基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令(昭和三十年政令第三百六十二号)第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。)にあつては、計算期間(令第四十一条の二第二項に規定する計算期間をいう。)における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であった期間を除く。) 高齢者医療確保法の規定による被保険者であった期間	令第四十一条の二第二十九項に規定する国民健康保険法施行令(昭和三十年政令第三百六十二号)第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。)における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であった期間を除く。) 高齢者医療確保法の規定による被保険者であった期間
る合算額	高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十八号)第十四条の二第一項第一号に規定す	額 国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第一項に規定する合算額

九 令第四十一条第九項の規定による高額療養費の支給

十 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付（令第四十三条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百八条 令第四十三条第八項において読み替えて準用する法第八十八条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 削除

五四 生活保護法第十五条の医療扶助

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

六 令第四十一条第九項の規定による高額療養費の支給

七 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付（令第四十三条第十一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日）

第一百八条の二 令第四十三条第十一項の厚生労働省令で定める場合、当該保険者の被保険者であつた者が、計算期間（令第四十一条の二第二項に規定する計算期間をいふ。以下同じ。）において医療保険加入者（令第四十三条第十一項に規定する医療保険加入者をいう。第百九条の九において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第一百九条 法律百五十五条の規定により高額療養費（令第四十二条の規定により支給される高額療

養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならぬ。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号
二 同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあっては、令第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額が二万五千円（令第四十二条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、一万五百円）以上であるものに限る。）について、それぞれ次に掲げる事項

イ その療養を受けた者の氏名及び生年月日
ロ その療養を受けた病院、診療所、薬局その他者の名称及び所在地

ハ 傷病名

ニ 療養期間

ホ その療養につき支払った令第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額

ヘ その療養が令第四十一条第一項第一号に規定する特定給付対象療養であるときは、その旨及び同項に規定する費用として支払った額

三 支給を受けようとする高額療養費に係る療養があつた月以前の十二月間に受けた療養について、その者の保険者より令第四十一条第一項から第四項までの規定による高額療養費の支給を既に三月以上受けたときは、その旨及びその高額療養費に係る療養があつた年月次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者
ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

四 高額療養費に係る療養が令第四十一条第一項第二号に規定する特定給付対象療養であるときは、被保険者は、前項の申請書に同項第二号へ掲げる額に関する証拠書類を添付しなければならない。

五 高額療養費の支給を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、被保険者は申請書を保険者に提出しなければならぬ。

者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

(年間の高額療養費の支給の申請等)

第一百九条の二 法第一百五十五条の規定により高額療養費(令第四十一条の二第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者及び基準日被扶養者の氏名及び生年
月日

四 申請者が計算期間における当該保険者の被保険者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

五 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者(高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)の名称及びその加入期間

六 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、添付を省略することができる。

一 令第四十一条の二第一項第二号から第六号まで、第八号から第十二号まで及び第十四号から第十八号までに掲げる額に関する証明書(同項第三号、第九号又は第十五回に掲げる

額に関する証明書について、保険者が不要と認める場合における当該証明書を除く。)

二 基準日における申請者の所得区分を証する書類

第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第四十一条の二第一項に規定する基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 その他の高額療養費の支給に必要な事項
精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項目において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行つ者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第一百九条の二の二 法第百十五條の規定により高額療養費（令第四十一条の二第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けるようとする者（令第四十一条の二第二項から第七項までに規定する被保険者があつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号
二 計算期間の始期及び終期
三 基準日に加入する医療保険者の名称

項の八		高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、当該療養について同令第十四条第一項、第二項、第三項及び第六項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とす	
三	二	一	三 令第四十三条の二第一項第六号に掲げる額に相当する額 七十年に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する居宅サービス等に係る同号に掲げる額
三	二	一	四 令第四十三条の二第一項第七号に掲げる額に相当する額七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する介護予防サービス等に係る同号に掲げる額
三 国家公務員共済組合法の規定に基づく共	二 船員保険の被保険者又はその被扶養者	一 日雇特例被保險者又はその被扶養者	四 令第四十三条の二第一項第五項において準用する令第四十三条の二第一項各号（令第四十四条第五項において準用する令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
二 国家公務員共済組合法施行令第十一 条第一項各号（同条第三項において準用する令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	一 船員保険法施行令第十一 条第一項各号（同条第三項において準用する令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額	二 第一項各号（同条第三	三 令第四十三条の二第一項第六号に掲げる額に相当する額 七十年に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する居宅サービス等に係る同号に掲げる額

一の 項	令第四十四条第五項において準用する 令第四十三条の二第二項の厚生労働省 令で定めるところにより算定した額
二の 項	船員保険法施行令第十一条第二項の厚 生労働省令で定めるところにより算定 した額
三の 項	国家公務員共済組合法施行令第十一条 の三の六の二第二項の財務省令で定め るところにより算定した額
四の 項	地方公務員等共済組合法施行令第二十 三条の三の六第二項の総務省令で定め るところにより算定した額
五の 項	私立学校教職員共済法施行令第六条に おいて準用する国家公務員共済組合法 施行令第十一条の三の六の二第二項の 文部科学省令で定めるところにより算 定した額
六の 項	国民健康保険法施行令第二十九条の四 の二第二項の厚生労働省令で定めると ころにより算定した額
七の 項	(令第四十三条の二第七項の厚生労働省令で定 めるところにより算定した第一項各号に掲げる 額に相当する額)
八の 項	令第四十三条の二第七項の厚生労 働省令で定めるところにより算定した同条第一 項各号に掲げる額に相当する額は、高齢者の医 療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一 項各号に掲げる額とする。
九の 項	(令第四十三条の三第二項第六号の厚生労働省 令で定める日)
百の 項	令第四十三条の三第二項第六号の 厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月 の初日その他これに準ずる日とする。
百一の 項	(介護合算算定期基準額及び七十歳以上介護合算 算定期基準額に関する説替え)
百二の 項	令第四十三条の三第五項の規定に より同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する 場合においては、次の表の上欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 下欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。
百三の 項	保険者である者にあつて て準用す

者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第四十三条の四第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

一項の規定により当該書類と同一の内容を含む
利用特定個人情報の提供を受けることができる
ときは、この限りでない。

第七項に規定する被保険者であつた者をいう（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 基準日に加入する医療保険者の名称

保険者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

六 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

て、公金受取口座を利用するとする者
払渡しを受けようとする預貯金口座と一

て、公金受取口座を利用する旨
口 イに掲げる者以外の者 払渡しを受け
うとする金融機関等の名前

2 保険者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書

書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

井 附
は規定する場合は該当するときに
ない。
一 被保険者等記号・番号

二 申請者が計算期間において当該保険者の被保険者であった期間

四三
申請者の氏名及び生年月日
令第四十三条の二第一項第三号に掲げる額
又は第一号に掲げる被保険者であつた期間

に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間

に受けた療養に係る同項第一号に規定する会
算額

三 話題の範囲を定め、その範囲内で所存地
六 その他必要な事項

行
陰者は、当該申請に係る基準日の翌日から二年内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額個別合算賃金費の支給が必要な事項の通知がなされた場合は、

申請に関する確認を行つたときは、当該申請書

は提出されなかつたものとみなすことができ
る。

処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

二 日雇特例被保険者の住所（うときは、住所及び居所）

に、厚生労働大臣又は指定市町村長に日雇特例被保険者手帳を提出して、その交換を申請しな

4 保険者は、精算対象者（計算期間の中途で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第二項の証明書の交付申請と、当該保険者の支保金者であつた者（当該

(医療費の通知)
第一百十二条の二 保険者は、被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額を当該被保険者又はその被扶養者に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを要旨とする。

四三 初めて日雇特例被保険者となつた年月日
雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六
号）第四十四条の規定により交付を受けた日
雇労働被保険者手帳の交付番号及びその交付
を受けた公共職業安定所の名前

5 申詒を當該保険者の被保険者であつた者(即ち該精算対象者を除く。)から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者に提出する。(註)はいざや。二つとも

四三二一
事項
被保険者又はその被扶養者の氏名
療養を受けた年月
療養を受けた者の氏名
療養を受けた病院
診療所、薬局その他の
の

保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者は、当該申請書の提出を受けた保険者は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定情報を持供しなければならない。

五 被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
六 保険者の名称
第四章 日雇特例被保険者に関する特例
(適用除外の申請及び承認)

(証明書の省略)
第五節
第百十条

し書の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

書は意見書又は証明書を添付しなければならぬ場合であつても、申請書又は届書に相当の記載を受けたときは、意見書又は証明書の添付を要しないものとする。

氏名及び生年月日
住所又は居所
適用除外の理由
箇月余外の期間

（保険給付に関する手続の特例）

四 五
通用除外の期間
日雇特例被保険者手帳を所持しているときは、その記号及び番号
前項の場合にあっては、同項第三号の理由に基

(第九十条において準用する場合を含む。)、第六十一条の四(第九十条において準用する場合を含む。)、第六十五条(第九十条及び第九十四条

前項の場合において同項第三号の理由の基礎となる申実を説明する書類があるときは、これを同項の申請に添付しなければならない。

条において準用する場合を含む。)、第六十六条
(第九十条において準用する場合を含む。)、第八十一条(第九十五条において準用する場合を含む。)

原告が労働目的で第一号の日詔があつた場合において、これを承認したときは、その旨を文書で当該日雇労働者に通知しなければならぬ。

含む。）、第八十四条から第八十八条まで、第九十六条、第九十七条、第一百三条の二（第九十条において準用する場合を含む。）及び第一百九十九条の規定にかかるらず、別段の定めをすることができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、これを承認しないときは、その旨を当該日雇労働者に通知しなければならない。
(日雇特例被保険者手帳の交付の申請)

第百十二条 保険者は、保険給付に関する処分を
勞働大臣の承認を得て」とあるのは、「手続について」と読み替えるものとする。
(保険給付に関する処分の通知)

日雇特例被保險者手帳の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構又は指定市町村長（令第六十一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定した地域（以下「指定地域」という。）をその区域に含む市町村（以下「指定市町村」という。）の長をいう。（以下同じ。）に提出して

行つたときは、速やかに、文書でその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、保険給付の全部又は一部につき不支給の

性別 行うものとする。
一 日雇特例被保険者の氏名、生年月日及び

第一百四条 法第百二十六条规定による
日雇寺例被保険者手帳の交付の申請は、次に掲

（日雇特例被保険者手帳の様式）
第一百五十五条 介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者及び介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者に交付する日雇特例被保険者手帳の様式は、それぞれ様式第十五号及び様式第十五号の一による。

第百十六条 (日雇特例被保険者手帳の交換)
日雇特例被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しなくなったときは、直ち

とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長」と読み替えるものとする。

(日雇特例被保険者手帳の返納)

日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなつた場合は、その所持する

百四十四条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を添付する場合を除き、速やかに、その日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。

日雇特例被保険者が死亡したときは、その被扶養者又はその日雇特例被保険者に係る埋葬が所持していた日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。

法第二十六条第三項又は前二項の規定によ

る日雇特例被保険者手帳の返納は、機構又は指

(確認)

定市町村長に対して行うものとする。

(確認)

日雇特例被保険者は、法第二十九

条第三項の規定により受給資格者票の交付又は

受給資格者票への確認を申請しようとするとき

は、協会又は令第六十一条第二項の規定に基づ

き協会が日雇特例被保険者に係る事務を委託し

た市町村(以下「委託市町村」という。)に、

日雇特例被保険者手帳を提出するとともに、受

給資格者票を所持するときは併せてこれは提出

しなければならない。

2 協会又は委託市町村は、前項の申請があつた

場合において、法第二十九条第二項第一号に

該当することを確認したときは、様式第十六号

の受給資格者票を作成又はこれに確認の表示を行ひ、これを申請者に交付しなければならない。

(被扶養者の届出)

日雇特例被保険者は、被扶養者を有するときは、五日以内に、被扶養者届を提出しなければならない。

2 日雇特例被保険者は、日雇特例被保険者手帳の交付を受けた後に被扶養者を有するに至つたときは、五日以内に、被扶養者届を協会又は委託市町村に提出しなければならない。

3 日雇特例被保険者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その都

度、その旨を協会又は委託市町村に届け出なければならない。

(受給資格者票に係る準備)

規定は受給資格者票の訂正に、第四十九条(第五項及び第六項を除く。)の規定は受給資格者票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があつたとき」とあるのは、「その氏名、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名に変更があつたとき、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない」と、「保険者に提出しなければならない」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」とある。

この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。

法第二十六条第三項又は前二項の規定による日雇特例被保険者手帳の返納は、機構又は指定期は受給資格者票の訂正に、第四十九条(第五項及び第六項を除く。)の規定は受給資格者票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があつたとき」とあるのは、「その氏名、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名に変更があつたとき、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない」と、「保険者に提出しなければならない」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」とある。

この場合において、協会に提出するときは事業

主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提

出するときは事業主を経由して行うものとす

る」とあるのは「協会又は委託市町村に提出し

なければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、

「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付し

なければならぬ。ただし、被保険者が任意継

続被保険者である場合を除き、保険者が支障が

ないと認めるときは、事業主を経由することを

要しない」とあるのは「訂正して、被保険者に

返付しなければならない」と、第四十九条第一

項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは

「協会又は委託市町村」と読み替えるものとす

る。

(受給資格者票の返納)

日雇特例被保険者は、次の一いずれ

にも該当する場合には、速やかに、受給資格者

票を協会又は委託市町村に返納しなければなら

ない。

一日雇特例被保険者手帳を所持していないこ

と。

二 法第二十九条第二項第一号に該当したこ

とにより受けた同条第三項の規定による確認

の表示を将来の期間について受けていないこ

と。

三 日雇特例被保険者が療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る療養を受けていないこと及びその被扶養者が家族療養費、家族訪問看護療養費又は

扶養者又はその日雇特例被保険者に係る埋葬に

要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者は、その申請の際、その日雇特例被保険者が所持していた受給資格者票を協会又は委託市町村に返納しなければならない。

(出産育児一時金及び出産手当金の支給の申請)

は第二号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする日雇特例被保険者又はその被扶養者は、同項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該薬局に提出しなければならない。ただし、当該薬局から受給資格者票又は特別療養費受給票の提出を求められたときは、当該処方せん及び受給資格者票又は特別療養費受給票を提出しなければならない。

この場合において、協会に提出するときは事業

主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提

出するときは事業主を経由して行うものとす

る」とあるのは「協会又は委託市町村に提出し

なければならない」とある。

法第二十九条第三項第一号又は第二号に掲げる薬剤の支給を受けようとする日雇特例被保険者又はその被扶養者が法第二百四十五条第七項において準用する法第二百三十二条の規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

この場合において、協会に提出するときは事業

主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提

出するときは事業主を経由して行うものとす

る」とあるのは「協会又は委託市町村に提出し

なければならない」とある。

この場合において、協会に提出するときは事業

主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提

出するときは事業主を経由して行うものとす

る」とある。

2 第百二十三条の二 法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする日雇特例被保険者又はその被扶養者は、同項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該薬局に提出しなければならない。

3 第百二十九条の二 令第四十三条第一項第一号イの規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

2 第百二十九条 第百二十三条及び前条第一項の規定により療養費の支給を受けようとする日雇特例被保険者が委託市町村に住所又は居所を有するときは、その申請書に日雇特例被保険者手帳(以下「手帳」といふ)とあるのは「協会又は委託市町村」と、

「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、被保険者に返付しなければならない」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と読み替えるものとする。

(受給資格者票の返納)

日雇特例被保険者は、次の一いずれ

にも該当する場合には、速やかに、受給資格者

票を協会又は委託市町村に返納しなければなら

ない。

一日雇特例被保険者手帳を所持していないこ

と。

二 法第二十九条第二項第一号に該当したこ

とにより受けた同条第三項の規定による確認

の表示を将来の期間について受けていないこ

と。

三 日雇特例被保険者が療養の給付又は入院時

食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費

に係る療養を受けていないこと及びその被扶

養者が家族療養費、家族訪問看護療養費又は

扶養者又はその日雇特例被保険者に係る埋葬に

関する法律第二十三条规定による保険料の納付が行われていないことを証明することができる日雇労働被保険者手帳の他の文書を傷病手当金の支給申請書に添えなければならない。

2 第百二十三条の規定は、法第二百三十五条の規定による傷病手当金の支給の申請について準用する。

3 第百二十九条の二 令第四十三条第一項第一号イの規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

2 第百二十九条 第百二十三条の規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

3 第百二十九条 第百二十三条の規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

2 第百二十九条 第百二十三条の規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

3 第百二十九条 第百二十三条の規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

2 第百二十九条 第百二十三条の規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

3 第百二十九条 第百二十三条の規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

2 第百二十九条 第百二十三条の規定による被扶養者に係る療養費の支給の申請を行うときは、その申請書に当該委託市町村に交付する申請に係る者が当該日雇特例被保険者の被扶養者である旨の証明書を添付しなければならない。

3

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

2

1

を受けようとする者は、その申請書に日雇特例被保険者手帳を添えなければならない。

(出産育児一時金及び出産手当金の支給の申請)

</

二項 第十 条第一六	一項 第十 条第一六	第十 八五	条十 第七五	第 一項 法第八十五条规定	厚生労働大臣又 は健康保険組合 事業所整理記号 及び被保険者整理 番号(健康保 险組合が管掌す る健康保険の被 保険者及び任意 継続被保険者に あつては、被保 險者等記号・番 号又は個人番 号。以下同じ)	日雇特例被保険者 手帳の記号及び番 号又は個人番号 。)は、その者	協会	日雇特例被保険者 (日雇特例被保険者 であつた者を含む 。)は、その者
受けた者 用療養費 入院時食事療養 費又は保険外併 用療養費	保険医療機関等	受けた者 の被扶養者 別療養費	受けた日雇特例被 保険者(日雇特例被 保険者であつた者を含む。)又はそ の被扶養者	は診療所 法第六十三条第三 項第一号又は第二 号に掲げる病院又 は診療所 家庭療養費又は特	受ける日雇特例被 保険者(日雇特例被 保険者であつた者を含む。)又はそ の被扶養者	法第一百三十条 法第二百三十条	は、その者	であつた者を含む 。)は、その者

第五条第十 の二六	二項 第四条十 第六	一項 第四条十 第六	三条十 第六	二条十 第六	第十 条二六	保険医療機関等
保険医療機関等	保険医療機関等	受けた者	受けれる者	から支払	入院時食事療養費	保険医療機関等
は診療所	は診療所	受けた者	受けれる者	から支払	入院時食事療養費	保険医療機関等
は診療所	法第六十三条第三 項第一号又は第二 号に掲げる病院又 は診療所	受けた日雇特例被 保険者(日雇特例 被保険者であつた 者を含む。)又はそ の被扶養者	受けれる日雇特例被 保険者(日雇特例 被保険者であつた 者を含む。)又はそ の被扶養者	又はその被扶養者	法第六十三条第三 項第一号又は第二 号に掲げる病院又 は診療所	法第六十三条第三 項第一号又は第二 号に掲げる病院又 は診療所

第十一 条第一項	第十 条第六 項	第十 条第六 項	第十五 条第六 項	第十 条第六 項	第十 条第六 項	第十 条第六 項	第十 条第六 項	第十 条第六 項
訪問看護療養費 法第八十八条第一項	若しくは保険外併用療養費 法第八十七条第一項	法第八十七条第一項	療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費	から支払	から支払	保険外併用療養費	又は保険薬局等	から支払
入院時生活療養費 法第一百三十三条	、保険外併用療養費、家族療養費若しくは特別療養費	法第一百三十二条	日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）に係る療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費若しくは特別療養費	又はその被扶養者	日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）に係る保険外併用療養費、家族療養費又は特別療養費	日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）に係る療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費若しくは特別療養費	診療所又は薬局	入院時生活療養費、家族療養費又は特別療養費

<p>3 第四十八条（第三項を除く。）、第四十九条</p> <p>（第五項及び第六項を除く。）、第五十条（第二項を除く。）</p> <p>の被扶養者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額</p>	<p>2 第四十一条第一項の規定は日雇特例被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなつたときについて、第四十一条第一項の規定は介護保険第二号被保険者に該当しない被保険者が介護保険第二号被保険者に該当するに至つたときについて準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者」と、「事業主」を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長」と、「事業所整理記号及び被保険者整理番号」とあるのは「日雇特例被保険者手帳の記号及び番号」と読み替えるものとす</p>
--	--

3 第四十八条（第三項を除く。）、第四十九条（第五項及び第六項を除く。）、第五十条（第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第一百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る健康保険特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十八条第二項を除く。）中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名」とあるのは、「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならない。」この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは、「提出しなければならない」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない」とあるのは、「訂正して、日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）に返付しなければならない」と、第五十条第四項及び第八項中「任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）」と、同条第五項中「第二項又は前項」とあるの

は「前項」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

第四十八条（第三項を除く。）第四十九条（第五項及び第六項を除く。）、第五十条（第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十八条第二項を除く。）中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者」であるが、これは、「提出しなければならない。この場合は居所」と、「提出しなければならない」と、同條第二項中「訂正し、事業主を経由して被保険者に返付しなければならない。ただし、被保険者が任意継続被保険者である場合を除き、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）に返付しなければならない」と、第五十条第四項及び第八項中「任意継続被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）と、同条第五項中「第二項又は前項」とあるのは「前項」と、同条第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十八条第二項を除く。）中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者」と読み替えるものとする。

者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者等記号・番号、その氏名」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならない」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由することを要しない」とあるのは「訂正して、事業主を経由すればならない」と、第五十条第四項及び第八項中「任意継続被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、同条第五項中「第二項又は前項」とあるのは「前項」と、第一百二十二条第一項中「協会」又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票で法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

第五章 費用の負担

(出產育児交付調整金額)

出産育児交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た額とする。
(出産育児交付算定率の算定方法)
百三十四条の三 出産育児交付算定率は、当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額(次条において「出産育児交付不足額」という)に次条に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

額の算定方法

四 法第一百五十二条の四に規定する費用の見込
出産育児交付加算対象保険者に係る
対象保険者に係る出産育児交付超額との差額
金等の支給に要する費用の見込

二頃之交廿十

一
申出書

するものとする。
期間中の被保険者に係る保険料の申出等)
法第百五十九条第一項の規定により
は、掲げる事項(第七号に掲げる事項
は、育児休業等を開始した日の属する
育児休業等が終了する日の翌日が属す
一である場合に限る。)を記載した
構は、健康保険組合に提出すること
のものとする。

よりその全
合を除く。
それぞれ

の時間数で除して得た数（その数に「未あるときは、これを切り捨てた数」を除いた日数）とする。ただし、当該者が当該月において二以上の育児休業場合（法第百五十九条第二項の規定によるもの）には、これらの育児休業等につき（）の項の規定により計算した日数を合

二 当該年度における令第三十六条で定める金額を同年度の前々年度における当該金額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
三 当該年度に生まれた者の見込数を同年度の

三 当該年度に生まれた者の見込数を同年度の前々年度に生まれた者の数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2

法第一百五十九条第一項の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、当該被保険者が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したとき

11

第一百三十五条の二 法第一百五十九条の三の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによつて行うものとする。

率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

2 当該年度の前々年度の四月一日以降に新たに設立された保険者及び同日から当該年度の四月

は、速やかに、これを厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならぬ。ただし、当

第一百三十四条の五 令第四十四条の七第一項に相 (保険料等交付金の額の算定)

である場合にあっては、申出書又は届書に個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならぬ

三

3 前一項の規定による申出又は届出をしようとする場合は、

三

険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合二つは、申出書又は詔書二回、

第一百三十五条の二 法第一百五十九条の三の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによつて行うものとする。

一 申出に係る被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。）の事業所整理記号及び被保険者整理番号	二 申出に係る被保険者の氏名及び生年月日
三 事業所の名称及び所在地	四 産前産後休業を開始した年月日
五 産前産後休業に係る子の出産予定年月日	六 多胎妊娠の場合にあっては、その旨
七 申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、出産の年月日	八 産前産後休業を終了する年月日（以下「産前産後休業終了予定日」という。）
九 法第百五十九条の三の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、前項に掲げる事項に変更があつたとき、又は産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、速やかに、これを厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。	十 前項の規定による申出又は届出をしようとする事業主に使用される協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあつては、申出書又は届書に個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。

十一 （法第百六十条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める保険給付は、次に掲げるものとする。	十二 第百三十五条の二 法第一百六十条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める保険給付は、次に掲げるものとする。
十三 一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給	十四 二 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
十五 三 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給	十六 四 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該支部被保険者（法第六十条第一項に規定する支部被保険者をいふ。以下同じ。）及びその被扶養者に係る保険給付のうち、当該各号に掲げる額を合算した額に係る保険給付は、前項第一号から第三号までに掲げる保険給付から除くものとする。
十七 一 一の事業年度（令第四十五条の三の規定に基づき都道府県単位保険料率（法第一百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいふ。以下同じ。）を算定する場合にあっては、臣が定める額	十八 二 申出に係る被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。）の事業所整理記号及び被保険者整理番号
十九 三 産前産後休業を開始した年月日	二十 四 産前産後休業に係る子の出産予定年月日
二十一 五 産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、出産の年月日	二十二 六 多胎妊娠の場合にあっては、その旨
二十三 七 申出に係る被保険者が産前産後休業に係る子を出産した場合は、これを切り捨てた額	二十四 八 産前産後休業を終了する年月日（以下「産前産後休業終了予定日」という。）

二十五 九 法第百五十九条の三の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、前項に掲げる事項に変更があつたとき、又は産前産後休業を終了したときは、速やかに、これを厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。	二十六 十 前項の規定による申出又は届出をしようとする事業主に使用される協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあつては、申出書又は届書に個人番号又は基礎年金番号を付記しなければならない。
二十七 二十七 第百三十五条の三 令第四十五条の二又は第四百五十三条の規定に基づき都道府県単位保険料率（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者の額を控除した額が当該一の事業年度の前事業年度の三月から当該一の事業年度の前事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者の額を除く。以下同じ。）の属する事業所の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、五百円以上千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げた額とする。	二十八 二十八 第百三十五条の三 令第四十五条の二又は第四百五十三条の規定に基づき都道府県単位保険料率（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者の（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の合算額（以下「支部総報酬額」という。）の千分の一〇・五以上千分の〇・一に相当する額を超える場合にあっては、その率に千分の一〇・五を乗じて得た額とし、千分の一〇・五以上千分の〇・一未満の端数が生じたときは、これを千分の一〇・一に相当する額を超える場合にあっては、その率に千分の一〇・一を乗じて得た額とする。
二十九 二十九 第百三十五条の四 令第四十五条の二に規定する予定保険料納付率の算定	三十 三十 第百三十五条の四 令第四十五条の二に規定する予定保険料納付率の算定
三十 三十 第百三十五条の五 一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二に規定する予定保険料納付率は、当該一の事業年度の前事業年度の当該率等を勘案して、協会が定めるものとする。（令第四十五条の二第一号イ及びロに掲げる額の算定）	三十一 三十一 第百三十五条の五 一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号イに掲げる額は、当該一の事業年度の前事業年度における当該率等を勘案して、協会が定めるものとする。（令第四十五条の二第一号イ及びロに掲げる額の算定）
三十二 三十二 第百三十五条の六 二の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号イに掲げる額は、当該一の事業年度の前事業年度における当該率等を勘案して、協会が定めるものとする。（令第四十五条の二第一号イ及びロに掲げる額の算定）	三十三 三十三 第百三十五条の六 二の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号イに掲げる額は、当該一の事業年度の前事業年度における当該率等を勘案して、協会が定めるものとする。（令第四十五条の二第一号イ及びロに掲げる額の算定）
三十四 三十四 第百三十五条の七 三の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号イに掲げる額は、当該一の事業年度の前事業年度における当該率等を勘案して、協会が定めるものとする。（令第四十五条の二第一号イ及びロに掲げる額の算定）	三十五 三十五 第百三十五条の七 三の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号イに掲げる額は、当該一の事業年度の前事業年度における当該率等を勘案して、協会が定めるものとする。（令第四十五条の二第一号イ及びロに掲げる額の算定）

三十六 三十六 第百三十五条の八 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額	三十七 三十七 第百三十五条の八 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額
三十八 三十八 第百三十五条の九 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額	三十九 三十九 第百三十五条の九 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額
四十 四十 第百三十五条の十 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額	四十一 四十一 第百三十五条の十 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額
四十二 四十二 第百三十五条の十一 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額	四十三 四十三 第百三十五条の十一 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額
四十四 四十四 第百三十五条の十二 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額	四十五 四十五 第百三十五条の十二 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた額の見込額が令第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の一〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額

二に掲げる額を控除した額との差額に相当する額
イ 療養の給付等（法第百六十条第三項第一号に規定する療養の給付等をいう。以下同じ。）に要した費用の額（法第百五十三条の規定による国庫補助の額を除く。）から当該要した費用の額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に法第百六十条第四項の規定に基づく調整を行うことにより得られた額
ロ 法第百六十条第三項第二号に規定する保険給付、前期高齢者納付金等及び後期高齢者の支援金等並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）に要した費用の額（法第百五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、法第百五十三条の規定により支払うべき一部負担金に相当する額（イの国庫補助の額を除く。）並びに法第六十三条第三項第一号に規定する総報酬按分率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
ハ 保健事業及び福祉事業に要する費用の額（法第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要した費用の額（法第百五十五条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が負担すべき額として協会が定めた額
二 一の事業年度の前事業年度における、納付が見込まれる当該支部被保険者に係る保険料の額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定めた額
二 一の事業年度の前事業年度における、納付が見込まれる当該支部被保険者に係る保険料の額のうち当該支部被保険者の総報酬額に当該各月の都道府県単位保険料率を乗じて得た額の総額等を勘案して協会が定めた額との差額に相当する額
（令第四十五条の三第二号及び第三号に掲げる額の算定）

げる額は、支部總報酬額及びに当該一の事業年度の前事業年度の三月から当該一の事業年度の前事業年度の二月までの各月の協会が管掌する健康保険の被保険者（任意継続被保険者を除く。）の總報酬額の總額及び当該一の事業年度の前事業年度の四月から三月までの各月の協会が管掌する健康保険の被保険者（任意継続被保険者に限る。）の總報酬額の總額の合算額（以下「協会總報酬額」という。）並びに協会總報酬額に占める当該一の事業年度の前事業年度の当該適用月の前々年における当該月（以下この条において「適用月相当月」という。）から二月までの各月の協会が管掌する健康保険の被保険者（任意継続被保険者を除く。）の總報酬額及び当該一の事業年度の前事業年度の適用月相当月から三月までの各月の協会が管掌する健康保険の被保険者（任意継続被保険者に限る。）の總報酬額の總額の合算額の割合等を勘案して、協会が定めるものとする。
(令第四十五条の四第四項第一号の年齢階級)
第一百三十五条の九 令第四十五条の四第四項第一号の年齢階級は、〇歳から六十九歳までの五歳ごと及び七十歳以上とする。
(令第四十五条の四第四項第一号の当該支部被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者の合計数の見込数の算定)
第一百三十五条の十 令第四十五条の四第四項第一号の当該支における令第四十五条の四第四項第一号の当該年齢部被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者の合計数の見込数は、当該一の事業年度の前事業年度の当該合計数等を勘案して、協会が定めるものとする。
(令第四十五条の四第四項第一号に規定する年齢階級別平均一人当たり給付額の算定)
第一百三十五条の十一 令第四十五条の四第四項第一号の療養の給付等のうち協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者に係るものについて一の事業年度の翌事業年度に要する費用の見込額は、当該一の事業年度の前事業年度における当該費用等を勘案して、協会が定めるものとする。
一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の四第四項第一号の協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者の合計数の見込数は、当該一の事業年度の前事業年度の当該合計数等を勘案して、協会が定めるものとする。

第一百三十五条の十二 一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の四第四項第二号の当該支部被保険者及びその被扶養者の合計数の見込数の算定

第一百三十五条の十三 令第四十五条の四第四項第二号に規定する平均一人当たり給付額の算定

第一百三十五条の十四 令第四十五条の四第四項第三号に規定する総報酬按分率の見込値の算定

第二 一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の四第四項第二号の協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の合計数の見込数は、当該一の事業年度の前事業年度の当該合計数等を勘案して、協会が定めるものとする。
（令第四十五条の四第四項第三号に規定する総報酬按分率の見込値の算定）

第三百三十五条の十四 一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の四第四項第三号に規定する総報酬按分率の見込値は、当該一の事業年度の前事業年度における当該率等を勘案して、協会が定めるものとする。

（保険料等の納入告知）

第三百三十六条 保険者は、保険料その他法の規定による徴収金（任意継続被保険者が法第六十一条第一項又は第六十五条第一項の規定により納付するものを除く。）を徴収しようとするときは、徴収すべき金額を決定し、納付義務者に対し、その徴収金の種類並びに納付すべき金額（一般保険料額についてとは、その内訳としひ特定保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同条第十一項の特定保険料率を乗じて得た額をいう。）、期日及び場所を記載した書面（以下「納入告知書」という。）で納入の告知をしなければならない。ただし、即納させる場合は、口頭で納入の告知をすることができる。

(納期日変更の告知)

第一百三十七条 健康保険組合は、法第百七十二条の規定により納期日前に徴収しようとするときは、健康保険組合は、納期日の変更を納付義務者に書面で告知しなければならない。

（任意継続被保険者の保険料納付）

第二百三十八条 任意継続被保険者は、法第六十四条第一項又は第百六十五条第一項の規定により保険料を納付しようとするとときは、納付書により納付しなければならない。

2 前項の規定による納付書は、保険者の定めるところによる。

（任意継続被保険者の保険料の前納）

第二百三十九条 任意継続被保険者は、保険料を前納しようとするときは、前納しようとする額を前納に係る期間の初月の前月末日までに払い込まなければならぬ。

2 任意継続被保険者は、保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続被保険者に係る保険料の額の引上げが行われることとなつた場合においては、当該保険料の額の引上げが行われることが引上げが行われることとなつた後の期間に係る保険料に不足する額を、前納された保険料のうち当該保険料の額の引上げが行われることとなつた後の期間に係る額から当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料の額の合計額を控除した額は当該前納に係る期間の後に引き続き保険料を前納することができる期間に係る前納さ

- 八 当該匿名診療等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
- 九 当該匿名診療等関連情報の利用目的
- 十 当該匿名診療等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
- 十一 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者が第一百五十五条の八第二号イ（1）から（3）までに掲げる者に該当しない旨
- 十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するため必要な事項として、次のイからチまでに定める事項
- （1） 提供申出者が公的機関である場合
- （2） 提供申出者が大学その他の研究機関である場合
- （3） 提供申出者が次条に規定する者である場合
- （4） 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービスの提供に資する施設の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨
- （5） 提供申出者が公的機関である場合
- （6） 提供申出者が大学その他の研究機関である場合
- （7） 提供申出者が次条に規定する者である場合
- （8） 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が第百五十五条の六第一項に規定する業務に資する目的である旨
- （9） 当該匿名診療等関連情報を利用して作成する成果物の内容及び実施期間
- （10） 当該匿名診療等関連情報を利用して作成する成果物の内容
- （11） 当該業務の成果物を公表する方法
- （12） 个人及び法人の権利利益、国の人安全等を害するおそれがない旨
- （13） 第百五十五条の八に規定する措置として講ずる内容
- （14） 当該匿名診療等関連情報の提供を受ける方法及び年月日

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認める	2 劳働大臣が特に必要と認める事項
	一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、入管法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日ににおいて有効なものその他これらの方が本人であることを確認するに足りる書類
	3 二 代理人によって申出をするときは、代理權を証明する書面
	四 提供申出者は、匿名診療等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。
	五 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報を次の表の上欄に掲げる匿名診療等関連情報を提供するが、厚生労働省令で定める者（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認める	6 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名診療等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。
	7 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）
	8 第百五十五条の五 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十一年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次各号のいずれにも該当しないものとする。
	9 第百五十五条の六 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認める	10 一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
	二 匿名診療等関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とする。
	三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者は、当該業務の補助者として使用するおそれのある者
	四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
	五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等（匿名診療等関連情報及び連結対象情報）をいう。以下この号及び第百五十五条の八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の第六第五号の表の上欄に掲げる匿名診療等関連情報を提供するが、厚生労働省令で定める者
	六 は当該提供申出書等の訂正を求めることができない。前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名診療等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

- 五 協会 健康保険組合
六 適用事業所の事業主
七 健康保険組合連合会
八 社会保険診療報酬支払基金
九 国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会
十 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
十一 保険医療機関等
十二 保険薬局等
十三 法第八十七条第一項に規定する診療、薬剤の支給又は手当を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者
十四 指定訪問看護事業者
十五 都道府県知事
十六 市町村長
十七 機構

一 法第九百四十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

二 保険者（前項第四号及び第五号に掲げる者を除く。）又は高齢者医療確保法第四十八条で規定する後期高齢者医療広域連合が、医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者医療確保法に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

三 保険者から委託を受けた者が、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行いう場合

四 被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた保険者（当該保険者から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合

五 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十一条）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合

六 第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合

- 七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者は又は同法第三十四条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に規定する匿名加工医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

八 医療情報作成事業を行ふ場合

九 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に規定する匿名加工医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行ふ場合

イ 国の行政機関（前項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体、疾病の原因並びに疾患の予防、診断及び治療の方針に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

ハ 民間事業者等のうち第百五十五条の第五第一号から第四号までのいずれにも該当しないものの、医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

十 高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査、高齢者医療確保法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する業務を行ふ場合

十一 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる業務を行ふ場合

十二 独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に關する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合

- 十三 法第二百五十条の九の規定により厚生労働大臣から法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者（第二百五十五条の九に規定する者に限る。）が、当該事務を行う場合（身分を示す証明書の様式）

第二百五十七条 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 法第七条の三十八第一項（法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により質問又は検査を行う場合に同条第二項の規定により携帯すべき証明書 様式第二十一号

二 法第六十条第三項（法第二百四十九条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の三十八第二項の規定により携帯すべき証明書 様式第二十二号

三 法第七十八条第一項（法第二百四十九条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の三十八第二項の規定により携帯すべき証明書 様式第二十三号

四 法第九十四条第一項（法第二百四十九条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の三十八第二項の規定により携帯すべき証明書 様式第二十四号

五 法第二百九十四条の三第二項において準用する法第七条の三十八第二項の規定により携帯すべき証明書 様式第二十四号の二

六 法第二百九十八条第二項において準用する法第七条の三十八第二項の規定により携帯すべき証明書 様式第二十五号

（申請書等の回付）

第二百五十七条の二 厚生労働大臣は、この省令の規定により協会に提出すべき書類の提出を受けた場合においては、遅延なく、これを協会に回付するものとする。協会が、この省令の規定により厚生労働大臣に提出すべき書類の提出を受けた場合においても、同様とする。

（機構の経由）

第二百五十八条 事業主（次項に掲げる事業主を除く。）が厚生労働大臣に提出すべき書類は、機構を経由しなければならない。

方厚生局長等を経由しなければならない。

- （法第二百四条第一項第十六号の厚生労働省令で定める権限）

五百五十八条の二 法第二百四条第一項第十六号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十二条第一項の規定の例による告知の権限を除く。）

二 国税徴収法第三十二条第二項の規定の例による督促

三 国税徴収法第一百三十八条の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

四 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定の例による延長

五 国税通則法第三十六条第一項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

六 国税通則法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七 国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四条第一項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求

八 国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予

九 国税通則法第四十九条の規定の例による納付の猶予の取消し

十 国税通則法第六十三条の規定の例による免除

十一 国税通則法第一百二十三条第一項の規定の例による交付

（法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限）

五百五十八条の三 法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一 第二条第一項の規定による届書の受理

二 第二条第二項の規定による通知又は通知の受理

三 第二条第四項において準用する同条第一項の規定による届書の受理

四 第十九条第一項の規定による届書の受理

五 第二十条第一項の規定による届書及び当該届書に添付された書類の受理

六 第二十三条の規定による申請書の受理

- 六の二 第二十七条の二第一項の規定による届書の受理

七 第二十八条の二第一項の規定による届書の受理

八 第二十八条の二第一項の規定による届書の受理

九 第三十三条第一項の規定による届書の受理

十 第三十二条の規定による届書の受理

十一 第三十二条第一項の規定による届書の受理

十二 第三十五条の規定による届出の受理

十三 第三十七条第一項の規定による届書の受理

十四 第三十八条第一項から第三項までの規定による届出の受理

十五 第四十一条第一項及び第三項の規定による届書の受理

十六 第四十二条第一項及び第三項の規定による届書の受理

十七 第四十六条の規定による通知

十八 第四十八条第二項の規定による被保険者証の受領

十九 第五十条の二第一項の規定による被保険者資格証明書の交付

二十 第五十条の二第三項の規定による被保険者資格証明書の受領

二十一 第五十二条第一項の規定による被保険者証の受領

二十二 第五十二条第一項の規定による高齢受給者証の受領

二十四 第一百三十三条第一項の規定による法第三条第二項ただし書の承認の申請書の受理

二十五 第百十三条第三項又は第四項の規定による法第三条第二項ただし書の承認の通知

二十六 第百十六条第一項及び第二項の規定による日雇特例被保険者手帳の受領及び返付

二十七 第百十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項による日雇特例被保険者手帳の受領及び交付

二十八 第百十七条において準用する第四十九条（第三項を除く。）による日雇特例被保険者手帳の受領、その事項の訂正及び返付

二十九 第百十七条において準用する第四十九条（第五項及び第六項を除く。）による申請書の受理並びに日雇特例被保険者手帳の受領及び再交付

- 三十 第百二十条の規定による被扶養者届の受理

三十一 第百三十四条第二項において準用する第四十条第一項の規定による届書の受理

三十二 第百三十四条第二項において準用する第四十一条第一項の規定による届書の受理

三十三 第百三十五条第二項の規定による届出の受理

三十三の一 第百三十五条の二第二項の規定による届出の受理

三十四 第百四十三条の規定による告知

三十五 第百四十五条第一項の規定による申請書の受理及び健康保険印紙購入通帳の交付

三十六 第百四十六条第三項の規定による確認

三十七 第百四十七条第一項の規定による届出の受理

三十八 第百五十七条の二の規定による書類の回付

三十九 第百五十八条第一項の規定による書面の受理

四十 第百五十九条の十一第一項及び第二項の規定による公表

(厚生労働大臣に対し通知する事項)

第一百五十八条の四 法第二百四条第二項の規定により、機構が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行いうよう求めるときは、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一 厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容

二 厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求めの理由

三 その他必要な事項

(法第二百四条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項)

第一百五十八条の五 法第二百四条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 厚生労働大臣が法第二百四条第二項に規定する滞納処分等(以下「滞納処分等」という。)を行うこととなる旨

二 機構から当該滞納処分等を引き継いだ年月日

三 機構から引き継ぐ前に当該滞納処分等を分掌していた年金事務所の名称

四 当該滞納処分等の対象となる者の氏名及び住所又は居所

- 五 当該滞納処分等の対象となる者の事業所の名称及び所在地

六 当該滞納処分等の根拠となる法令

七 滞納している保険料その他の法の規定による事務の引継ぎ等

八 徴収金の種別及び金額

九 その他必要な事項

(法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎ等)

第一百五十八条の六 法第二百四条第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限(以下この条において「権限」という。)の全部又は一部を自ら行うこととするときは、機構は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一 権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三 その他必要な事項

法第二百四条第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一 権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。

二 権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。

三 その他必要な事項

(法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請等)

第一百五十八条の七 法第二百四条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所(第一条の三第二項に規定する選択をした場合にあっては、当該選択をした年金事務所)に対してするものとする。

(法第二百四条の二第一項の厚生労働省令で定める権限)

第一百五十八条の八 法第二百四条の二第一項の厚生労働省令で定める月数は、二十四ヶ月とする。(令第六十三条第三号の厚生労働省令で定める月数は、二十四ヶ月とする。)

第一百五十八条の十 令第六十三条第三号の厚生労働省令で定める金額は、五千万円とする。

- (満納処分等その他の処分の執行状況及びその結果の報告等)
第一百五十八条の十一 法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による満納処分等その他の処分(法第二百四条の二第一項に規定する満納処分等その他他の処分をいう。以下同じ。)の執行の状況及びその結果に関する報告は、六月に一回、次各号に掲げる事項について行うものとする。
一 財務大臣が行った差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価の件数並びに財産の換価等により徴収した金額
二 その他必要な事項
(財務大臣による通知に関する技術的読替え等)
第一百五十八条の十二 法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項の規定により同法第百条の四第五項の規定を準用する場合においては、同項中「厚生労働大臣は」とあるのは「財務大臣は」と、「第三項の規定により自ら行うこととした満納処分等」とあるのは「健康保険法第二百四条の二第一項の規定により委任された満納処分等その他の処分」と、「機構」とあるのは「厚生労働大臣」と、「引き継いだ当該満納処分等」とあるのは「委任を受けた当該満納処分等その他の処分」と、「厚生労働大臣が」とあるのは「財務大臣が」と、「滞納処分等を」とあるのは「滞納処分等その他の処分を」と読み替えるものとする。
法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項の規定において読み替えて準用する同法第百条の四第五項の規定による通知は、法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第五項から第七項までの規定による委任が行われる場合には、当該委任を最後に受けた者が、当該委任を受けた後速やかに行うものとする。
(法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項において読み替えて準用する同法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項)
第一百五十八条の十三 法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第三項において読み替えて準用する同法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一 財務大臣(法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第五項

から第七項までの規定による委任が行われた場合にあっては、当該委任を受けた国税庁長官、国税局長又は税務署長が滞納処分等その他の処分を行うこととなる旨

二 厚生労働大臣から当該滞納処分等その他の処分の委任を受けた年月日

三 厚生労働大臣から委任を受けた後に当該滞納処分等その他の処分を担当する財務省(法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第五項から第七項まで)の規定による委任が行われた場合にあっては、国税庁、国税局又は税務署の部局の名稱

四 当該滞納処分等その他の処分の対象となる者の氏名及び住所又は居所

五 当該滞納処分等その他の処分の対象となる者者の事業所の名称及び所在地

六 当該滞納処分等その他の処分の根拠となる法令

七 滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額

八 その他必要な事項

(滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎ等)

二 滞納処分等その他の処分の根拠となる法令

三 滞納処分等その他の処分の根拠となる者者の事業所の名称及び所在地

四 滞納処分等その他の処分の根拠となる者者の事業所の名称及び所在地

五 滞納処分等その他の処分の根拠となる者者の事業所の名称及び所在地

六 滞納処分等その他の処分の根拠となる者者の事業所の名称及び所在地

七 滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額

八 その他必要な事項

(滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎ等)

第二百五十八条の十五 法第二百四条の三第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 機構が行つた差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価に係る納付義務者の氏名及び住所又は居所並びに当該納付義務者の事業所の名称及び所在地

二 差押え、参加差押え、交付要求及び財産の換価を行つた年月日並びにその結果

三 その他参考となるべき事項

(滞納処分等実施規程の記載事項)

第二百五十八条の十六 法第二百四条の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 滞納処分等の実施体制

二 滞納処分等の認可の申請に関する事項

三 滞納処分等の実施時期

四 財産の調査に関する事項

五 差押えを行う時期

六 差押えに係る財産の選定方法

七 差押財産の換価の実施に関する事項

八 法第二百四条第一項に規定する保険料等の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項

九 その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

(令第六十四条の四第五号の厚生労働省令で定める場合)

第二百五十八条の十七 法第二百四条の四第五号の厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 機構の職員が、保険料等(法第二百四条の三第一項の徴収職員をいう。以下同じ。)は、保険料等を徴収するため第三債務者(公売に付する財産の買受人等から歳入金以外の金銭を受領することができる)を納付しようとする納付義務者に対しても、年金事務所の窓口での現金収納を原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとする場合

二 納付義務者が納入告知書又は納付書において指定する納付場所(年金事務所を除く。)での納付が困難であると認められる場合

(令第六十四条の五第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第二百五十八条の十八 法第二百四条の五第二項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるるものとする。

一 滞納処分等その他の処分の権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三 その他必要な事項

第二百五十八条の二十一 法第二百四条の九の帳簿は、様式第二十八号によるものとし、収納職員(令第六十四条の四第三号に規定する収納職員をいう。以下同じ。)ごとに、保険料等の収納及び送付の都度、直ちにこれを記録しなければならない。

(帳簿の備付け)

第二百五十八条の二十二 徵収職員(法第二百四条の三第一項の徴収職員をいう。以下同じ。)は、保険料等を徴収するため第三債務者(公売に付する財産の買受人等から歳入金以外の金銭を受領することができる)を納付しようとする納付義務者に対しても、年金事務所の窓口での現金収納を原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとする場合

一 機構の職員が、保険料等(法第二百四条の三第一項の徴収職員をいう。以下同じ。)は、保険料等を徴収するため第三債務者(公売に付する財産の買受人等から歳入金以外の金銭を受領することができる)を納付しようとする納付義務者に対しても、年金事務所の窓口での現金収納を原則として行わない旨の説明をしたにもかかわらず、納付義務者が保険料等を納付しようとする場合

二 納付義務者が納入告知書又は納付書において指定する納付場所(年金事務所を除く。)での納付が困難であると認められる場合

(令第六十四条の五第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第二百五十八条の二十三 収納職員がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならない。

第二百五十八条の二十四 収納職員は、法令の規定により現金に代え証券を受領したときは、現金に準じその取扱いをしなければならない。

(証券の取扱い)

第二百五十八条の二十六 機構の理事長は、毎年三月三十日(同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。)又は収納職員が交替するとき、若しくはその廃止があつたときは、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査員を命じて、当該収納職員の帳簿金庫を検査させなければならない。

(帳簿金庫の検査)

第二百五十八条の二十七 機構の理事長は、毎年三月三十日(同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。)又は収納職員が交替するとき、若しくはその廃止があつたときは、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査員を命じて、当該収納職員の帳簿金庫を検査させなければならない。

第二百五十八条の二十八 檢査員は、前項の規定により歳入金以外の金銭を受領するときは、これを受ける収納職員その他の適当な機構の職員を立ち会わせなければならない。

第二百五十八条の二十九 檢査員は、前項の検査をするときは、これを受けた者は、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査員を命じて、収納職員の帳簿金庫を検査させるものとする。

第二百五十八条の三十 檢査員は、前二項の規定により歳入金以外の金銭を受領するときは、これを受ける収納職員その他の適当な機構の職員を立ち会わせなければならない。

第二百五十八条の三十一 檢査員は、前項の検査をするときは、これを受けた者は、年金事務所ごとに機構の職員のうちから検査員を命じて、収納職員の帳簿金庫を検査せらるべきは、検査書二通を作成し、一通を当該収納職員に交付し、他の一通を機構の理事長に提出しなければならない。

第二百五十八条の三十二 檢査員は、前項の検査書に記名して印を押すとともに、第三項の規定により立ち会つた者に記名させ、かつ、印を押させるものとする。

(収納職員の交替等)

第二百五十八条の三十三 収納職員が交替するときは、前任の収納職員は、交替日の前日をもつて、その月分の保険料等収納簿の締切りをし、前条の規定による検査を受けた上、引継ぎの年月日を記入し、後任の収納職員とともに記名して認印を押さなければならない。

第二百五十八条の三十四 収納職員がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならない。

第二百五十八条の三十五 収納職員がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならない。

第二百五十八条の三十六 収納職員は、その取扱いに係る現金を、私金と混同してはならない。

(収納職員の取扱い)

第二百五十八条の三十七 檢査員は、前項の検査書に記名して印を押すとともに、第三項の規定により立ち会つた者に記名させ、かつ、印を押させるものとする。

(収納職員の交替等)

第二百五十八条の三十八 収納職員が交替するときは、前任の収納職員は、交替日の前日をもつて、その月分の保険料等収納簿の締切りをし、前条の規定による検査を受けた上、引継ぎの年月日を記入し、後任の収納職員とともに記名して認印を押さなければならない。

第一百五十九条 法第二百五条第一項及び令第三十二条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（協会の主たる事務所の指導及び監督に係るもの除外。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、第一号、第二号、第五号、第五号の三、第六号の三、第九号の二から第十号まで及び第十号の三から第十号の十までの権限にあっては、厚生労働大臣が自ら権限を行うことを妨げない。

（権限の委任）
第一百五十八条の二十九 機構は、現金の送付に係る領収証書を亡失又は毀損した場合には、日本銀行からその送付済の証明を受けなければならぬ。

構が収納した歳入金の所属年度、主管名、会計名又は取扱序名について、誤びゆうの訂正の請求があつたときは、これを訂正し、その旨を当該歳入徴収官に通知しなければならない。

第一百五十八条の二十八 機構は、令第六十四条の八第一項の規定による年金特別会計の歳入徴収官への報告又は第百五十八条の二十に規定する送付書の記載事項に誤りがあるときは、日本銀行において当該年度所属の歳入金を受け入れることができる期限までに当該歳入徴収官又は日本銀行（本店・支店又は代理店をいう。以下同じ）にその訂正を請求しなければならない。

3
4 収納職員が廃止されるときは、廃止される収納職員は、前二項の規定に準じ、その残務を引き継ぐべき収納職員に残務の引継ぎの手続をしなければならない。

5 前任の収納職員又は廃止される収納職員が第一項及び第二項又は前項の規定による引継ぎの事務を行なうことができないときは、機構の理事長が指定した職員がこれらの収納職員に係る引継ぎの事務を行なうものとする。

(交付書の訂正等)

2 前任の収納職員は、様式第三十一号の現金現在高調書及びその引き継ぐべき帳簿、証拠その他の書類の目録各二通を作成し、後任の収納職員の立会い上の上現物に対照し、受渡しをした後、現金現在高調書及び目録に年月日及び受渡しを終えた旨を記入し、両収納職員において記名して認印を押し、各一通を保存しなければならない。

八 七 法第百五十条第七項の規定による権限
九 八 法第百六十条第三項において準用する同
条第八項の規定による権限（健康保険組合の
設立、合併又は分割を伴う場合及び法附則第
三条第一項の認可に伴う場合を除く。）
九 九 法第百八十一条第五項の規定による権限（法
第百八十二条の三第三項の規定によりみなし
て適用する場合を含む。）
九 一 法第百八十三条の規定によりその例に
よるものとされる国税通則法第四十六条の規
定による納付の猶予

六 法第七十六条第三項の規定による権限（国）の開設する保険医療機関又は保険薬局に係る場合を除く。)
六の二 法第八十八条第一項の規定による指定の権限並びに法第九十三条及び第九十五条の規定による権限
六の三 法第九十一条及び第九十四条第一項（これらの規定を法第百十一条第三項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による権限

五の二 法第六十三条第三項第一号、第六十四条
条、第六十九条ただし書、第八十条、第八十
一条及び第八十三条の規定による権限

二 法第二十九条第一項において準用する法第七条の三十九条の三十八及び法第七条の三十九の規定による権限（法附則第一条第六項において準用する場合を含む。）

三 法第三十一条第一項及び第三十三条第一項の規定による権限（健康保険組合の設立又は解散を伴う場合を除く。）

四 法第四十九条第一項及び第三項から第五項までの規定による権限

五 法第六十条第一項及び第二項（これらの規定を法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による権限

一の二 法第十六条第二項及び第三項の規定による権限（健康保険組合の合併又は分割を伴う場合及び法附則第三条第一項の認可に伴う場合を除く。）

十二 法附則第八条第一項の規定による権限
(健康保険組合の設立、合併又は分割を伴う場合及び法附則第三条第一項の認可に伴う場合を除く。)

十三 令第十六条第一項の規定による権限(健康保険組合の合併又は分割に伴う場合及び法附則第三条第一項の認可に伴う場合を除く。)

十四 令第二十二条の規定による権限(健康保険組合の合併又は分割に伴う場合及び法附則第三条第一項の認可に伴う場合を除く。)

により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該事務に係る権限

十一 法附則第二条第九項の規定による権限（健康保険組合の合併又は分割を伴う場合及び法附則第三条第一項の認可に伴う場合を除く。）

十一の二 法附則第三条の二第二項の規定による権限（健康保険組合の合併又は分割を伴う場合及び法附則第三条第一項の認可に伴う場合を除く。）

する厚生年金保険法第二百条の六第一項及び第三項の規定による権限
十の七 法第二百四条の五第一項の規定による権限
十の八 法第二百四条の六第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の十一第二項及び第四項の規定による権限
十の九 法第二百四条の八第一項の規定による権限
十の十 法第二百五条の二第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の十第二項の規定

十の二 法第二百四十九条第二項の規定による
　　権限

十の三 法第二百四条第三項の規定により厚生
　　労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限の全
　　部又は一部を自ら行うこととした場合における
　　当該権限

十の四 法第二百四条第四項において準用する
　　厚生年金保険法第二百条の四第四項及び第五項
　　の規定による権限

十の五 法第二百四条の三第一項の規定による
　　権限

十六 法第二百四条の三第二項において準用

九の三 法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十九条の規定による納付の猶予の取消し

六 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五
十一年法律第三十四号）第十二条の一
七 高齢者医療確保法第百三十八条
八 介護保険法第六十八条
九 統計法第二十九条及び第三十一条
平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条
第一項又は第三十八条第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされた平成二十五
年厚生年金等改正法第一条の規定による改
前の厚生年金保険法第一百七十三条の一

一 法第五十一条の二
二 船員保険法第二十八条条及び第五十条
三 削除
四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第
五 雇用の分野における男女の均等な機会及び
待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法
律第百十三号）第二十六条条及び第二十八条条第

（機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定）

（法第二百五十九条の三 法第二百五条の二第一項第十一号の厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む）とする。ただし、

法第二百五十五条第二項及び令第三十二条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、同項第一号、第五号、第九号の二から第十号まで及び第十号の三から第十号の十までの権限にあつては、地方厚生局長が自ら権限を行うことを妨げない。

(法第二百五条の二第一項第五号、第七号、第八号及び第十号の厚生労働省令で定める権限)

第一百五十九条の二 法第二百五条の二第一項第五号、第七号、第八号及び第十号の厚生労働省令で定める権限

十五 合第二十三条の規定による権限（健康保険組合の合併又は分割に伴う場合及び法附則第三条第一項の認可に伴う場合を除く。）

十六 令第二十四条第一項の規定による催眠

四 受給権を有する健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第十三条の規定による改正前の国民健康保険法(以下「旧国民健康保険法」という。)第八条の二第一項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付(以下「被用者年金給付」という。)の支給を行なう者の名称、当該被用者年金給付の名称及びその受給権を取得した年月日(当該被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止された者については、その停止すべき事由が消滅した年月日)

五 当該特定健康保険組合が特例退職被保険者に係る保険給付の支給に関する事務に個人番号を利用して、申出を行う者が個人番号を有しているときは、その番号

前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 住民票の写し(特定健康保険組合が機構保存本に確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書その他の年金受給権を有することを証する書類(以下「年金証書等」という。)の写し(特定健康保険組合が番号利用法第二十二条の第一項の規定により年金証書等と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

三 通算老齢年金又は通算退職年金の受給権者である場合にあつては、旧国民健康保険法第八条の二第一項の被保険者等であつた期間を記載した書類の写し

四 前号の場合であつて、かつ、四十歳に達した月以後の旧国民健康保険法第八条の二第一項の被保険者等であつた期間が十年以上であることをもつて同項に規定する退職被保険者であるべき者である場合には、当該事業所に使用されるに至つた年月及び使用されなくなった年月

第一項の申出は、特例退職被保険者になるうる（被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額について停止された者については、その停止すべき事由が消滅した日の翌日）から起算して三月以内にしなければならない。ただし、健康保険組合が法附則第三条第一項の認可を受けた場合において、特例退職被保険者にならうとする者に係る年金証書等が既に到達したとき（被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額について停止された者については、その停止すべき事由が既に消滅したこと）は、当該認可があつた日の翌日から起算して三月以内にしなければならない。

前項に規定する期限を経過した後の申出であつても、健康保険組合において正当の理由があると認めるとときは、受理することができる。（この場合において、特例退職被保険者にならうとする者は、第一項の申出書に当該期限経過後に申出をする理由を付記しなければならない。）（退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたときの届出）

第一百六十九条 特例退職被保険者は、旧国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を特定健康保険組合に届け出なければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 特例退職被保険者の氏名及び生年月日

三 退職被保険者であるべき者に該当しなくなつた年月日及びその理由

のは、令第二十九条の率が千分の九十五を超える健康保険組合とする。

(承認法人等の要件)

第一百七十二条 令第七十条第一項第六号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一定款において法附則第四条第一項に規定する給付の事業（以下「給付事業」という。）を行うことを明らかにしてること。
- 給付事業に係る掛金の総額が当該事業の収支が相償うよう適切に定められていること。
- 給付事業に係る余裕金が安全かつ確実な方法で保管されること。
- 剩余金の分配を行わないこと。
- 長期的に給付事業の安定した運営が見込まれること。

(承認法人等の申請)

第一百七十三条 令第六十九条各号に掲げる法人は、法附則第四条第一項の規定による承認を受けるとするときは、次に掲げる文書を添付して厚生労働大臣に申請しなければならない。

- 一定款
- 登記事項証明書
- 事業計画
- 給付事業の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）の名称及び給付事業の対象となる被保険者（以下「対象被保険者」という。）の氏名
- 掛金率及びその計算の基礎を示した書類
- 初年度の収入支出の予算
- 法人を代表する者の氏名及び住所
- 現に実施している他の事業の内容を明らかにした書類
- (掛け金率等の変更)

第一百七十四条 法附則第四条第一項に規定する承認法人等（以下単に「承認法人等」という。）は、掛け金率を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならぬ。

2 承認法人等は、定款を変更したとき、又は対象事業所に異動があったときは、速やかに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

3 使用する事業主は、それぞれ掛け金の二分の一を使用する事業主は、それぞれ掛け金の二分の一を(掛け金の負担割合)

第一百七十五条 対象被保険者及び対象被保険者を

(掛金の計算書)

負担する。ただし、定額において事業主が負担すべき掛金の負担の割合を増加することができる。

第一百七十六条 承認法人等は、各事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した法附則第四条第二項の規定による掛金に関する計算書を備えなければならない。

一 対象事業所の事業主及び対象被保険者の氏名

二 徴収した掛金の額

三 徴収した年月日

(承認法人等の予算)

第一百七十七条 承認法人等は、給付事業に係る毎会計年度の収入支出の予算を作成し、前年度の三月十五日までに(当該予算を変更したときは、速やかに)、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(承認法人等の事業に関する報告)

第一百七十八条 承認法人等は、厚生労働大臣の求めに応じ、当該事業に関する報告を行わなければならない。

附 則

第一条 第八条、第九条、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十一条、第二十四条から第四十四条まで、第六十七条、第八十条及び第八十一条の規定は大正十五年七月一日から、第一条の規定は大正十五年十月一日から、第一条から第五条まで、第十条から第十二条まで、第十八条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定は大正十五年十一月一日から、第六条、第七条、第十七条、第四十五条から第六十六条まで及び第六十八条から第七十九条までの規定は大正十六年一月一日から施行する。

第二条の二 令附則第九条の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 当該各事業年度の前事業年度末における法第七条の三十一第一項ただし書の規定による短期借入金の借換えの予定額

二 当該各事業年度における当該各事業年度の前事業年度に属する収入の見込額(介護納付金に係るものと除く。)と支出の見込額(介護納付金に係るものと除く。)との差額

第一条の三 平成二十五年度及び平成二十六年度における第一百三十五条の二第二項及び第三項並びに第一百三十五条の七の規定の適用については、第一百三十五条の二第二項第一号中「から

「ホ」とあるのは、「からヌ」と、「国庫補助」とあるのは、「国庫補助及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)。以下「特別法」という。)第五十八条第二項の規定による国庫補助」と、「ホ」特例措置により加算された家族訪問看護療養費の額／へ特別法第五十条の規定による算定により加算された入院時食事療養費の額／ト 特別法第五十五条の規定による算定により加算された入院時生活療養費の額／チ 特別法第五十二条の規定による算定により加算された保険外併用療養費の額／リ 特別法第五十三条の規定による算定により加算された療養費の額／ヌ 特別法第五十四条の規定による算定により加算された家族療養費の額／」と、第百三十五条の七第一号イ中「国庫補助」とあるのは、「国庫補助及び特別法第五十八条第二項の規定による国庫補助」とする。

三

第三十五条 第百三十五条の七の規定の適用については、第百三十五条の二の二第二項及び第三項並びに第三百三十五条の二の二第二項第一号中「国庫補助の額」とあるのは、「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」と、第百三十五条の七第一号イ中「国庫補助の額」とあるのは、「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」とする。

第一条の九 令和五年度及び令和六年度における第百三十五条の二の二第二項及び第三項並びに第三百三十五条の七の規定の適用については、第百三十五条の二の二第二項第一号中「国庫補助の額」とあるのは、「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額を合算した額」と、第百三十五条の七第一号イ中「国庫補助の額」とあるのは、「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」とする。

第二条 法附則第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める規定は、日本年金機構法の施行の際現に効力を有する法の改正に伴う経過措置を定める法令の規定のうち厚生労働大臣がすべき決定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は厚生労働大臣に対してすべき申請、届出、その他の行為に関するもの及び法の改正に伴う経過措置を定める法令の規定によりなお効力を有することとされた規定のうち、社会保険府長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険府長官等」という）がすべき決定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険府長官等に対するべき申請、届出、その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、日本年金機構法の施行後は、同法の施行後の法令に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣がすべきものとし、又は厚生労働大臣に対してもべきものとする。

第三条 前項に規定する社会保険府長官等がすべき決定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険府長官等に対してすべき申請、届出、その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、日本年金機構法の施行後は、同法の施行後の法令に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣がすべきものとし、又は厚生労働大臣に対してもべきものとする。

本令ハ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 昭和九年二月二九日内務省令
第三九号抄
本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ
和九年法律第十三号実施ノ為ニ予メ必要ナル
項ニ関シテハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施
ス
附 則 (昭和一五年五月三日厚生省令
第一九号)
本令ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但
第八条ノ二ノ改正規定、第四十四条ノ二、第
十四条ノ三、第五十六条ノ三、第五十六条
、第五十六条ノ五、第五十六条ノ六、第六十
一条ノ改正規定、第六十六条ノ改正規定、第六
六条ノ二ノ改正規定及第七十三条ノ改正規定
ニ様式第六号中(二)(三)ノ改正規定、様
式第七号中(二)(三)ノ改正規定、様式第八
中(二)ノ改正規定及様式第十号ノ改正規定
昭和十四年法律第七十四号中第一条第二項
七条第二項、第四十七条第二項第三項、第六
二条第四項及第六十九条ノ二ノ規定並ニ第七
六条ノ改正規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ交付シタル被保險者証ハ本令施
行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨ゲズ
附 則 (昭和一七年一月三日厚生省令
第五号)
本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
事業主ハ昭和十七年二月一日ノ現在ニ依リ被
保險者ノ報酬月額算定ノ基礎ニ関スル届書ヲ様
式第一号ニ依リ同月十日迄ニ地方長官又ハ健康
保險組合ニ届出ヅベシ但シ政府管掌被保險者ニ
テ労働者年金保險ノ被保險者タル者ニ関シテ
様式特第一号ニ依ル届書(正副二通)ヲ提出
ベシ
本令施行ノ日後昭和十七年四月一日前ニ於テ
健康保險法第十三条又ハ同法第十五条ニ規定ス
被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事
第一号ニ依リ同月十日迄ニ地方長官又ハ健康
保險組合ニ届出ヅベシ但シ政府管掌被保險者ニ
テ労働者年金保險ノ被保險者タル者ニ関シテ
様式特第一号ニ依ル届書(正副二通)ヲ提出

本令ハ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 昭和九年二月二九日内務省令
第三九号抄
本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ
和九年法律第十三号実施ノ為ニ予メ必要ナル
項ニ関シテハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施
ス
附 則 (昭和一五年五月三日厚生省令
第一九号)
本令ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但
第八条ノ二ノ改正規定、第四十四条ノ二、第
十四条ノ三、第五十六条ノ三、第五十六条
、第五十六条ノ五、第五十六条ノ六、第六十
一条ノ改正規定、第六十六条ノ改正規定、第六
六条ノ二ノ改正規定及第七十三条ノ改正規定
ニ様式第六号中(二)(三)ノ改正規定、様
式第七号中(二)(三)ノ改正規定、様式第八
中(二)ノ改正規定及様式第十号ノ改正規定
昭和十四年法律第七十四号中第一条第二項
七条第二項、第四十七条第二項第三項、第六
二条第四項及第六十九条ノ二ノ規定並ニ第七
六条ノ改正規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ交付シタル被保險者証ハ本令施
行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨ゲズ
附 則 (昭和一七年一月三日厚生省令
第五号)
本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
事業主ハ昭和十七年二月一日ノ現在ニ依リ被
保險者ノ報酬月額算定ノ基礎ニ関スル届書ヲ様
式第一号ニ依リ同月十日迄ニ地方長官又ハ健康
保險組合ニ届出ヅベシ但シ政府管掌被保險者ニ
テ労働者年金保險ノ被保險者タル者ニ関シテ
様式特第一号ニ依ル届書(正副二通)ヲ提出
ベシ
本令施行ノ日後昭和十七年四月一日前ニ於テ
健康保險法第十三条又ハ同法第十五条ニ規定ス
被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事
第一号ニ依リ同月十日迄ニ地方長官又ハ健康
保險組合ニ届出ヅベシ但シ政府管掌被保險者ニ
テ労働者年金保險ノ被保險者タル者ニ関シテ
様式特第一号ニ依ル届書(正副二通)ヲ提出
ベシ

1

ノ二、第四十三条ノ三乃至第四十三条ノ五及第五十九条ノ一ノ規定実施ノ為ニ予メ必要ナル範囲内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保険法施行規則ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行ノ際職員健康保険ノ被保険者タリシ者ニシテ健康保険ノ被保険者タルベキモノハ昭和十七年法律第三十八条号附則第五項ノ規定ニ依リ法第十三条、法第十五条又ハ法第二十条ノ各規定ニ依ル健康保険ノ被保険者ト為ルモノトス

事業主ハ昭和十八年四月一日現在ニ依り令第七十八条ノ三ニ規定スル被保険者ニ付様式第四号ニ準ジ同月十日迄ニ地方長官又ハ組合ニ届出ヅベシ但シ昭和十八年四月一日ニ於テ新ニ被保險者ト為リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令施行前ヨリ引続キ被保險者タル者ニ付テハ第六十三条ノ規定ノ適用ニ付テハ昭和十八年四月一日ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス第二項ノ規定施行前職員健康保険法施行規則ニ基キテ為シタル命令又ハ処分ハ本令中ノ相当規定ニ基キテ之ヲ為シタルモノト看做ス第二項ノ規定施行前職員健康保険法施行規則ニ基キテ為シタル申請、報告又ハ届出ニ付亦同ジ本令施行前ニ交付シタル被保險者証及療養証明書並ニ第二項ノ規定施行前職員健康保険法施行規則ニ基キテ交付シタル被保險者証ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨ゲズ

被保險者ハ本令施行前ニ交付ヲ受ケタル处方箋及第二項ノ規定施行前職員健康保険法施行規則ニシテ健康保険組合ト為リタルモノノ昭和

十七年度ノ決算、事業報告、財産目録及事業状況報告ノ様式ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
第二項ノ規定施行前職員健康保険法施行規則ニ違反シタル者ノ处罚ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
健康保険ノ被保險者タラサル臨時使用人ニ関スル件、官吏及待遇官吏ハ健康保険ノ被保險者タラサルノ件、健康保険組合台帳閲覧ノ件、健康保険法第十条ノ規定ニ依ル職権委任ノ件、職員健康保険組合台帳閲覧ノ件及昭和十六年厚生省令第二十号ハ之ヲ廢止ス
附 則（昭和一九年一月一九日厚生省令第一号）
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則（昭和一九年五月二十四日厚生省令第一八号）抄
本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十八条、第四十九条、第五十六条ノ四、第五十八条及第八十一条ノ改正規定、附則第四項並ニ第六十三条ノ十三ノ改正規定ニテ準用スル第四十八条及第四十九条ノ規定ハ昭和十九年法律第二十一号附則第十六条ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ交付ヲ受ケタル被保險者証、療養証明書、家族診療券及家族療養証明書ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨げズ
本令施行前ニ於テ旧規定第八十条第一号、第七号及第八十一条第四号ノ規定ニ該当シタル者ノ处罚ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
附 則（昭和二〇年七月一六日厚生省令第二四号）
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則（昭和二一年四月一日厚生省令第一五号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
事業主ハ昭和二十一年四月一日ノ現在ニ依リ被保險者ノ報酬月額算定ノ基礎ニ関スル届書ヲ様式第一号ニ依リ同月十日迄ニ地方長官又ハ健康保険組合ニ届出ヅベシ
前項ノ届出アリタルトキハ地方長官又ハ健康保険組合ハ遲滞ナク標準報酬ヲ決定シ事業主ニ通知スベシ
第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者ニ付適用スベキ第八十条ノ罰則ニ付テハ第四条ノ規定ヲ準用ス
本令施行ノ日ノ属スル月ノ前月ニ於テ報酬ニ増減アリタル場合ハ第二条ノ二ノ改正規定ニ依ル

附 第一九号 (抄)
この省令は、昭和二十二年六月一日から、これを施行する。但し、第八条ノ二第一項(「第十四条ノ二、第十一条ノ三」を削る規定)及び「第十六条ノ十四」の下に「、第六十三条ノ十五」を加える改正規定を除く。、第四十五条ノ二第三項、第四十五条ノ三、第四十六条、第四十七条、第四十八条ノ一、第五十三条、第五十五条、第五十六条ノ二第二項、第五十六条ノ三第一項、第五十七条、第五十九条、第六十条、第六十三条ノ八、第六十三条ノ十及び第六十三条ノ十二第一項の規定は労働者災害補償保険法施行の日から、これを施行する。

事業主は、昭和二十二年六月一日の現在において、被保険者の報酬月額算定の基礎に関する届書を、様式第一号によつて、同月十日迄に、都道府県知事又は健康保険組合に届出なければならない。

前項の届出があつた時は、都道府県知事又は健康保険組合は遅滞なく標準報酬を決定し、事業主に通知しなければならない。

第二項の規定による届出を怠り又はその届書に虚偽の記載をなした者に対する罰則の適用については、第八十条の規定を準用する。

附 則 (昭和二十三年七月三一日厚生省令附 第二一号)

この省令は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十五年七月一二日厚生省令附 第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二六年一月一三日厚生省令附 第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令施行の日において現に被保険者の資格喪失後引き続き療養の給付又は家族療養費の支給を受けている者は、昭和二十六年一月三十日までに被保険者証及び第四十八条の改正規定による届書を都道府県知事又は組合に提出しなければならない。

前項の届出があつたときは、都道府県知事又は組合は、遅滞なく健康保険継続療養證明書を交付しなければならない。

この省令施行の際現に被保険者の資格喪失後引き続き療養の給付又は家族療養費の支給を受けている者が所持している被保険者証は、第二

項に規定する期限を経過したときは無効とする。

**附 則（昭和五八年二月一日厚生省令第
五号）抄**

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 この省令の施行の際現に交付されている健康保険検査証、健康保険被保険者証及び健康保険継続療養証明書は、それぞれ、第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

（附 則（昭和五九年九月二二日厚生省令第
四九号）抄）

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

（日雇労働者健康保険法施行規則の廃止） 第二条 日雇労働者健康保険法施行規則（昭和二年十八条厚生省令第六十一号）は、廃止する。

（日雇労働者健康保険法施行規則の廃止に伴う経過措置） 第三条 日雇労働者健康保険法施行規則（以下「旧日雇健保規則」という。）第一条第三項の規定により交付されている承認証は、この省令による改正後の健康保険法施行規則（以下「新健保規則」という。）第七十七条第三項の規定により交付されている文書とみなす。

（日雇労働者健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十一条の第二項の規定により交付した日雇特例被保険者手帳とみなされた旧日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号。以下「旧日雇健保法」という。）第八条第二項の規定により交付した日雇労働者健康保険被保険者手帳及び法第六十九条の十二第三項の規定による表示をした受給資格者票とみなされた旧日雇健保法第十条第四項の規定により押印した日雇労働者健康保険受給資格者票について、都道府県知事又は指定市町村長は、必要な範囲内で補正を行うことができる。

（旧日雇健保規則第二十一条第一項の規定により交付されている健康保険印紙購入通帳は、この省令の施行の日から六月を経過するまでの間は、新健保規則第九十四条第一項の規定により交付されている健康保険印紙購入通帳とみなす。） 第四条 旧日雇健保規則第二十三条の規定により届け出されている印章の印影は、この省令の施行の日から六月を経過するまでの間は、新健保規則の一部を改正する省令附則第一号第六条ノ二依り交付セラレタル同令ノ様式第一の二二依ル被保険者証」とあるのは、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十九年厚生省令第四十一号）附則第三条ノ規定ニ依リ交付セラレタル退職被保険者等証明書」とする。

日から六月を経過するまでの間は、新健保規則第九十六条第一項の規定により届け出られる印章の印影とみなす。

（この省令の施行の日の属する月の末日までに提出すべき健康保険印紙受払等報告書の様式は、旧日雇健保規則様式第十三号による。） 第五条 旧日雇健保規則の一部改正に伴う経過措置

（この省令の施行の際現に交付されている日雇健保険検査証及び健康保険被保険者証は、それぞれ新健保規則の様式によるものとみなす。） 第四条 旧日雇健保規則の一部改正に伴う経過措置

（この省令による改正前の様式による健康保険継続療養証明書は、当分の間、新健保規則の様式によるものとみなす。） 第二条

（昭和五十九年度の概算日雇拠出金の算定方法の特例） 第五条 昭和五十九年度の法第七十九条ノ十一の命令をもつて算定する額は、新健保規則第九十条の規定にかかるわらず、同条の規定により算定した額に八分の五を乗じて得た額とする。

（附 則（昭和六〇年二月二一日厚生省令第
四号）抄）

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六十一年三月一日から施行する。

（附 則（昭和六〇年二月二一日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。（経過措置）

（附 則（昭和六〇年三月一五日厚生省令第
六号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六十一年三月一日から施行する。

（附 則（昭和六〇年三月一五日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（附 則（昭和六〇年三月一五日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。（経過措置）

（附 則（昭和六一年三月三一日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（附 則（昭和六一年三月三一日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

（経過措置） 第二条 この省令の施行の際現に交付されている日雇特例被保険者手帳は、この省令による改正後の健康保険法施行規則様式第十三号の様式によるものとみなす。

（この省令の施行の日の属する月の末日までに提出すべき健康保険印紙受払等報告書の様式は、この省令による改正前の健康保険法施行規則様式第十八号による。） 第三条

（この省令による改正前の健康保険法施行規則様式第十三号の様式によるものとみなす。） 第二条

（この省令による改正前の健康保険法施行規則様式第十三号の様式によるものとみなす。） 第二条

（この省令による改正前の健康保険法施行規則様式第十八号による。） 第二条

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六一年三月三一日から施行する。

（附 則（昭和六一年三月三一日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

（附 則（昭和六一年三月三一日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

（附 則（昭和六一年三月三一日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

（附 則（昭和六一年三月三一日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。（経過措置）

（附 則（昭和六一年三月三一日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

（附 則（昭和六一年三月三一日厚生省令第
二号））

（施行期日） 第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

（附 則（昭和六一年三月三一日厚生省令第
二号））

（健康保険法施行規則の一部を改正する省令附則第三項関係）

（平成二年六月八日厚生省令第三号）
この省令は、公布の日より施行する。

附 則（平成四年一月二九日厚生省令第二号）
この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月四日厚生省令第六号）
（施行期日）
（一）この省令は、平成四年四月一日から施行する。
（経過措置）
（二）この省令の施行の際この省令による改正前の様式により現に使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成四年三月三一日厚生省令第二一号）
（一）この省令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、分べんの日が同年四月一日前である被保険者又は被保険者であった者に係る出産手当金の支給の請求書については、なお従前の例による。

附 則（平成四年四月一四日厚生省令第二七号）
（施行期日）
（一）この省令は、平成四年五月一日から施行する。
（経過措置）
（二）この省令の施行の際現に交付されている健康保険法第六十九条の九の規定による手帳は、この省令による改正後の健康保険法施行規則様式の第十三号の様式によるものとみなす。
（三）この省令の施行日の属する月の末日までに提出すべき健康保険印紙受払等報告書の様式は、この省令による改正前の健康保険法施行規則様式第十八号による。

附 則（平成四年六月二六日厚生省令第三九号）
（施行期日）
（一）この省令は、平成四年十月一日から施行する。
（経過措置）
（二）この省令の施行の際現に交付されている健康保険法第六十九条の九の規定による手帳は、この省令による改正後の健康保険法施行規則様式の第十三号の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の日の属する月の末日までに提出すべき健康保険印紙受払等報告書の様式は、この省令による改正前の健康保険法施行規則様式第十八号による。

附 則 (平成六年二月二八日厚生省令第六号)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成六年三月三〇日厚生省令第二十七号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年八月一七日厚生省令第五号) 抄
(施行期日)
1 この省令は平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月九日厚生省令第五号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中健康保険法施行規則第二十五条ノ三の改正規定、同令第四十四条ノ二の改正規定、同令第九十九条の改正規定、同令様式第七号の改正規定及び同令様式第八号の改正規定、第三条中船員保険法施行規則の目次の改正規定(「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る)、同令第二章の章名の改正規定、同令第八十二条ノ三第二項第五号の改正規定、同令第八十二条ノ十第一項の改正規定、同令第八十二条ノ十ノ第一項の改正規定及び第五条中国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条の改正規定、第四条中国民健康保険法施行規則第十六条の改正規定及び同令第十九条の改正規定並びに第五条中国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条の改正規定、(保健施設)を「保健事業」に改める部分に限る) 平成七年四月一日

二 第八条中老人保健法施行規則第二十三条の二の改正規定、第十二条中老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準第

前項の申出書については、新健保規則第四十七条ノ十の規定の例による。

(標準負担額減額認定証の交付に関する規定の施行前の準備)

第八条 保険者は、被保険者が平成六年十月一日において新健保規則第四十五条ノ三各号の一に該当すると認めるときは、同日前においても新健保規則第四十五条ノ四第一項及び第二項の規定の例により標準負担額減額認定証を交付することができる。

附 則 (平成六年一二月一四日厚生省令第七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十五条及び第二十条の規定は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月二八日厚生省令第十七号)
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

この省令による改正前の様式による健康保険継続療養証明書及び健康保険特例退職被保険者継続療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附 則 (平成七年三月二八日厚生省令第十九号)
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年六月二六日厚生省令第三八号)
この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成七年九月二六日厚生省令第五五号)
この省令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年一二月二七日厚生省令第十四号) 抄
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

第五条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行規則(以下「新健康保険法施行規則」とい

う。第十条ノ一第一項の規定による届出は、平成八年十二月三十一日までの間、同条第三項の規定にかかるわらず、第二条の規定による改正前の健康保険法施行規則（以下「旧健康保険法施行規則」という。）様式第四号の届書正副二通を提出することによって行うことができる。
新健康保険法施行規則第十条ノ二第一項の被保険者が政府の管掌する健康保険の被保険者であつて厚生年金保険の被保険者である場合においては、前項の届書に被保険者の氏名、生年生日及び住所を記載した書類を添えなければならぬ。

第六条 新健康保険法施行規則第十条ノ三第一項の規定による届出は、平成八年十二月三十一日までの間、同条第三項の規定にかかるわらず、旧健康保険法施行規則第五号によることができる。
附 則（平成八年一〇月一日厚生省令第十五号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成九年一月一日から施行する。
(基礎年金番号に関する通知書)
第二条 社会保険府長官は、平成九年一月一日において現に次の各号のいずれかに該当する者（同日において当該各号のいずれかに該当するに至つた者を除く。）に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。
一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下この項において「法」という。）第七条第一項に規定する被保険者又は法附則第五条第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一条第一項の規定により被保険者となつた者（法第三条第二項に規定する共済組合（以下この項及び次条において単に「共済組合」という。）の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この項及び次条において同じ。）である法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者にあつては、法第八十条又は法附則第八条の規定により社会保険府長官が共済組合の組合員にに関する資料の提供を受けた場合に限る。）

二 第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則（以下「新国民年金法施行規則」という。）第十六条第一項第六号三からトまでに掲げる年金たる給付の受給権者（法第八百八条又は法附則第八条の規定により社会保険庁長官が受給権者に関する資料の提供を受けた場合に限る。ただし、同時に同号イからハまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付の受給権者である者を除く。）

国民年金手帳を所持している者は、前項の規定による通知書の交付を受けたときは、これを当該国民年金手帳に記入しなければならない。

2 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、共済組合の組合員に通知書を交付するときは、当該組合員が所属する共済組合を経由するものとする。

（事業主等の経由）

第三条 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、厚生年金保険の被保険者に通知書を交付するときは、当該被保険者を使用する事業主を経由することができる。

第三条の二 厚生年金保険法施行規則第十七条の二の規定は、附則第二条第一項の基礎年金番号に関する通知書について準用する。この場合において、厚生年金保険法施行規則第十七条の二中「第三条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定により年金手帳の提出を受けたとき又は第八十一条第二項」とあるのは、「前条第一項」と読み替えるものとする。

（年金証書の交付）

第四条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に新国民年金法施行規則第十六条第一項第六号イからハまでに掲げる年金たる給付（同号イに掲げる年金たる給付のうち老齢福祉年金を除く。）又は船員保険法による年金たる保険給付の受給権者（同日において当該年金たる給付又は年金たる保険給付の受給権者となるに至った者を除く。）である者に対し、次の方に掲げる事項を記載したその年金の年金証書を交付しなければならない。

一 年金の種類及びその年金の年金証書の記号番号並びに年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

二 受給権者の氏名及び生年月日

三　受給権を取得した年月
（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　附則第二条第一項に規定する者に係る第四条の規定による改正後の健康保険法施行規則（以下この条において「新健康保険法施行規則」という。）第二条第三項に規定する基礎年金番号は、同項の規定にかかるわらず、附則第二条第一項の規定により交付された通知書に記載された記号番号とする。

2　附則第四条に規定する者に係る新健康保険法施行規則第二条第三項に規定する基礎年金番号は、同項の規定にかかるわらず、附則第四条第一号の記号番号とする。

第十三条　この省令の施行の際現にある第四条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による届書及び申請書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。
(請求等に係る経過措置)

第二十一条　この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてした請求、届出その他の行為とみなす。

附　則　（平成八年一〇月三一日厚生省令第六〇号）

附　則　（平成九年一月三一日厚生省令第五号）

この省令は、平成九年一月一日から施行する。
(施行期日)
附　則　（平成九年八月一四日厚生省令第六一号）抄

第一条　この省令は、平成九年九月一日から施行する。
(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条　この省令の施行の際現に交付されている健康保険検査証及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十九条の九の規定による手帳は、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則（以下「新健保規則」という。）の様式によるものとみなす。
(この省令による改正前の様式による健康保険被保険者証、健康保険特例退職被保険者証、健

3 この省令の施行の日の属する月の末日までに提出すべき健康保険印紙受払等報告書の様式は、第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第十八号による。

附 則（平成一〇年一月二九日厚生省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年二月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一〇年三月一四日厚生省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に医療法の一部を改正する法律（平成九年法律第二百二十五号）による改正前の医療法（昭和二十三年法律第三百五号）第四条の規定による承認を受けている病院（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は同法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関であるものに限る。以下「旧総合病院」という。）においてこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る同法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 旧総合病院については、第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則第六十三条ノ十三（同令第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成一〇年三月二七日厚生省令第三二号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成二一年四月三〇日厚生労働省令第一〇八号）抄

第一条 この省令は、平成二十一年五月一日から
(施行期日)

施行する。

第二条 平成二十一年五月から九月までの間におりては、健康保険法（大正十一年法律第七十

功第一号の規定が適用される者及び被雇保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第一項第一号に規定する病院等に健康

保険法施行規則第百三一条の二第二項の限度額適用認定証又は同令第百五条第二項の限度額適

用・標準負担額減額認定証を提出して健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する特定疾患

給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、この省令による改正後の健康保

険法施行規則第九十八条の二第一項の申出に基づく保険者の認定を受けているものとみなす。

附則（平成二一年九月三〇日厚生労働省令第一四二号）

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月四日厚生労働省令第一五三号）少

施行期日
（令和五年三月一日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年一二月一六日厚生労働省令第一五五号)

附 則 (平成二二年一二月二八日厚生労

(施行期日) 捷省令第一六二号 抄

第一条 この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十五号)。以下「改正法」とい

う。)の施行の日
(平成二十二年六月三十日)
から施行する。

(常時百人以下の労働者を雇用する事業主等に
関する暫定措置)

第二条 この省令の施行の際常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、改正法附則第二条に規定

する政令で定める日までの間、第三条の規定による改正後の育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律施行規則第五章、第六章、第二十条の二第一項の表第二十四条の項、第二十二条の二第一項の表第三十条の六（見出しを含む。）の項、同表第三十三条の七（見出しを含む。）の項及び第三十三条の二から第三十四条までの規定は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十五条、第五条の規定による改正前の健康保険法施行規則第二十六条の二、第六条の規定による改正前の船員保険法施行規則第十条第五号、第七条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則第十条、第八条の規定による改正前の厚生年金基金規則第十六条の二の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二年一二月二八日厚生労働省令第一六七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の厚生年金保険法施行規則第百十七条、国民年金法施行規則第百二十二条、健康保険法施行規則第百五十八条の二十、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第三十八条及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の二十四の送付書について、当分の間、日本年金機構法附則第十二条第一項の規定により機構が承継を受けて保有する出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第一号書式の現金払込書を取り繕い使用することができる。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置
(健康保険法施行規則の一項の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。)
附 則 (平成二二年五月一二日厚生労働省令第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。
第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置
(健康保険法施行規則の一項の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。)
附 則 (平成二二年五月一九日厚生労働省令第七一号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第一項、第六条第二号及び第七条第三項並びに附則第二条の規定は、平成二十二年度分の調整交付金から適用する。
(健康保険法施行令附則第九条の厚生労働省令で定める額に関する経過措置)
第二条 平成二十二年度における第五条の規定による改正後の健康保険法施行規則附則第一条の二第一号の規定の適用については、同号中「予定額」とあるのは、「額及びその予定額」とする。
附 則 (平成二二年八月三一日厚生労働省令第九八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による健康保険被保険者証(次項において「旧健保被保険者証」という。)は、当分の間、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則(次項において「新健保規則」という。)の様式によるものとみなす。

2 前項の規定により旧健康保険者証が新健康保規則の様式による健康保険被保険者証とみなされる場合における新健康保規則第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「又は被扶養者の氏名に変更」とあるのは、「事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更（協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則（平成二十三年三月三一日厚生労働省令第三八号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附 則（平成二十三年三月三一日厚生労働省令第四〇号）
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令の様式は、当分の間、この省令による改正後のそれぞれの省令の様式によるものとみなす。

附 則（平成二十三年七月二一日厚生労働省令第九〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年一〇月二一日厚生労働省令第一三三二号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年一月一五日厚生労働省令第一三五五号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一月三〇日厚生労働省令第一八九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年一二月九日厚生労働省令第一九九号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年一月二五日厚生労働省令第八号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一月二九日厚生労働省令第一六号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一月二九日厚生労働省令第一号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年二月一五日厚生労働省令
令第三三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月八日厚生労働省令
第四六号）抄
（施行期日）
この省令は、令和四年一月一日から施行する。
附 則（令和三年八月四日厚生労働省令
第一三七号）
（経過措置）
この省令の施行の日前の出産に係る健康保険法施行規則第八十六条の二及び船員保険法施行規則第七十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年八月一三日厚生労働省令
令第一四六号）
この省令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和三年一月一九日厚生労働省令
省令第一一八号）抄
（施行期日）
この省令は、令和四年一月一日から施行する。
附 則（令和三年一二月一二日厚生労働省令
省令第一一九七号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月四日厚生労働省令
第三〇号）
この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年三月二九日厚生労働省令
令第四六号）抄
（施行期日）

二　第一項中健康保険法施行規則第二十三条の規定による改正前の健康保険法施行規則、第三条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則及び第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則並びに同条第一項並びに第十九条の二第一項第五号の改正規定　令和四年十月一日
(経過措置)

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則、第三条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則及び第五条の規定による改正前の国民年金法施行規則に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際限にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第三条　厚生労働大臣(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百三十三条第一項の規定により厚生労働大臣が行う事務の一部を行うこととされた市町村長及び同法第二百四条第一項(第十一号に係る部分に限る。)の規定による委任を受けた者を含む。)、全国健康保険協会及び健康保険組合は、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則(以下この項において「新健康保険法」という。)の規定にかかるわらず、当分の間、同条の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第七号による健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届(以下この項において「旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届」という。)を交付することができる。この場合において、旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届について、「新健保則の規定にかかるわらず、なお従前の例による。」

附　則　(令和四年三月三〇日厚生労働省抄
(施行期日)
令第五二号)

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 厚生労働大臣（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百三十三条第一項の規定により厚生労働大臣が行う事務の一部を行うこととされた市町村長及び同法第二百四十二条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定による委任を受けた者を含む。）、全国健康保険協会及び健康保険組合は、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則（以下この項及び次項において「新健保則」という。）の規定にかかるわらず、当分の間、同条の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第七号による健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届、様式第十号（1）及び（2）による健康保険高齢受給者証、様式第十三号による健康保険特定疾病療養受領証、様式第十五号の二による健康保険限度額適用認定証、様式第十四号による健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証並びに様式第十五号及び様式第十五号の二による健康保険被保険者手帳（以下この条において「旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届等」という。）を交付することができる。この場合において、旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届等については、新健保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に交付されている旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届等について、新健保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この省令の施行の際現にある旧健康保険厚生年金保険被保険者氏名変更届等の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（施行期日）
令第六〇号 抄
附 則 (令和四年三月三一日厚生労働省
都道府県知事が指定する養成所)とする。
附 則 (令和四年三月三一日厚生労働省
都道府県知事が指定する養成所)とする。

(施行期日)
1 この省令は、令和六年三月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月五日厚生労働省令)

(施行期日)
（ウェブサイトへの掲載に係る経過措置）

第一条 この省令は、令和六年六月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日から令和七年五月三十日までの間は、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第七十五条第二項の規定の適用については、同項中「指定訪問看護事業者は、原則として、前項の訪問看護ステーションである旨をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

附 則 (令和六年三月二七日厚生労働省)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二八日厚生労働省)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令による改正後の様式に代えて使用することができる。

附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月二十四日厚生労働省)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

附 則 (令和六年五月二十四日厚生労働省)

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

様式第一号（第二十一条関係）

様式第三号の二（第二十四条関係）

This form is a standard application for a business license. It includes sections for basic information (name, address), business details (type of business, name of representative), and tax information (tax number, tax type). There are also sections for business premises (location, area, leasehold status) and business activities (products or services offered). The form is filled with Japanese text and contains several checkboxes for different types of businesses.

様式第四号（第二十五条関係）

This form is used for the cancellation of a business license. It requires the name of the company, the reason for cancellation (e.g., dissolution, merger, etc.), and the date of cancellation. It also includes a section for the cancellation stamp and signature of the relevant authority.

様式第五号（第二十六条関係）

This form is used for the renewal of a business license. It follows a similar structure to Form No. 3-2, asking for updated information about the company's name, address, business type, and activities. It also includes sections for renewing tax registration and updating business premises information.

樣式第六号（第二十七条關係）

3. 必要があれば、所要の実現度は調整を加えることができる。

様式第七号（第二十八条關係）

社会保険労務士記載欄
氏名等

様式第八号（第二十九条関係）

【記入の方法】

1. ①は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を記入してください。

2. ②の年月日は、該当する文字を〇印で囲んでください。生年月日は、例え、例え32年2月1日生まれの場合は、

〔 3 〕	1	年	月	日
〔 3 〕	2	0	2	0
〔 3 〕	9	2	0	7
合計	1	2	0	7

のように記入してください。

3. ③の「フリガナ」は、カタカナ表記で記入してください。

4. ④の「年齢」は、該当する文字を〇印で囲んでください。年齢が未記載の場合は、そのまま受け取ってください。

5. 本欄は電子申請による届出用欄です。

なお、会員登録料扶助金会員登録料扶助金及び年金保険においては、本手帳について、社会保険労務士が電子申請により本届出書の提出に関する手数を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届出者の範囲と持せて送付することをもつて、当該事業主の電子署名に代えることができます。

様式第八号の二（第二十九条関係）

備考 1 ブラウザの操作方法等について、お問い合わせに関するお問い合わせです。

1 大きな画面で見たい場合は、拡大表示ボタンをクリックして下さい。

2 小さな画面で見たい場合は、縮小表示ボタンをクリックして下さい。

3 お問い合わせ用紙の記入欄に、お問い合わせ文を記入して送信するところは他の場所の変更は調整して下さい。

4 説明欄に記入する内容は、必ずお問い合わせ用紙の記入欄に記入して下さい。

(1) 被害者情報を文書化をいたしました。直近に被害者情報を用いて大口に係留する場合

(2) 保険会社に損害賠償を請求する場合と同様に、そのままに、その電子データを被害者情報を受取らる、被害者情報を提出して下さい。

(3) ただし、被害者情報を提出する場合は、被害者情報を提出する際に、

ア) がん登録情報の提出の場合は登録年月日を記入して下さい。

ア) 不正就労被害者情報を用いて、同じく不正就労として該当の部分を受取るところとします。

被保険者名		金額	月	日
被保険者名	性別	(付替)		
生年月日				
被保険者所在		地図番号・名前		
被保険者番号・名前				
（第 二）				
住所				
郵便番号				
（第 三）				
① お子様が2歳未満でありますことを、施設料金に2割の割増料金を加付することができます。 お子様が2歳未満の場合は、1泊2食までの料金の割増料金で算出ください。				
② お子様が2歳以上でありますことを、施設料金に1割の割増料金を加付することができます。 お子様が2歳以上の場合は、1泊2食までの料金の割増料金で算出ください。				
③ お子様が3歳以上でありますことを、施設料金に1割の割増料金を加付することができます。 お子様が3歳以上の場合は、1泊2食までの料金の割増料金で算出ください。）				
【お問い合わせ】 お問い合わせ窓口： ☎ 03-5710-1111 電話番号： 03-5710-1111				
（お問い合わせ） お問い合わせ窓口： ☎ 03-5710-1111 電話番号： 03-5710-1111				
（お問い合わせ） お問い合わせ窓口： ☎ 03-5710-1111 電話番号： 03-5710-1111				

様式第九号(3)(第四十七条関係)	
(第 二回)	
<p>被 傷 者 氏 姓 名 性 別 生 年 月 日 被保険者年月日</p> <p>被保険者名 被保険者年 被保険者名</p> <p>会員年月日交付 番 号 (枚数)</p>	
<p>被保険者所在地 被保険者番号 被保険者名</p>	
(第 三回)	
<p>住 所 通 手</p> <p>第 二回に記入したことにより、被保険者に被る影響を受けることを承ります。 1. 本件は、被保険者が被る影響を受けることを確認するための書類の為に提出します。 2. 本件は、<u>被保険者年月日</u>に提出された書類の為に提出します。 (本文は、被保険者年月日で提出して下さい。) 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・骨盤・小腸・胆嚢】</p> <p>【 特記事項】 被保険者年月日 年 月 日 被保険者年月日 年 月 日</p> <p>記入者名(サイン) 記入者名(サイン)</p>	

備考 1. フクシマカードの他の持物を含み、被保険者に被る影響を受けるものとする。
2. 大きなものは、被保険者年月日、被保険者名(サイン)と記入する。
3. 必要あるときは、被保険者の電子登録番号で表示することその他の所定の変更又は調査を加えることとする。
4. 被保険者の被る影響を受ける場合を知り得たときは、
(1) 被保険者の文書を提出したときは、被保険者に在所を自署して大切に保管すること。
(2) 被保険者の被る影響を受けることを確認するときには、その者口で電子登録番号を交付かね、被保険者番号を表示すること。
(3) 特別保険被保険者の被る影響を受けるときは、5月以内に被保険者能動健診実施合に提出すること。
(4) 不正に被保険者番号を使用した者は、別途により訴訟として懲役の処分を受けることがある。
(5) 被保険者の影響事項に変更があった場合には、直ちに被保険者能動健診実施合に提出して訂正を受けること。
6. 被保険者の被る影響を受ける場合は、被保険者に在所を自署して大切に保管すること。

様式第九号(4)(第四十七条関係)	
(第 二回)	
<p>被 傷 者 氏 姓 名 性 別 生 年 月 日 被保険者名 被保険者年 被保険者名</p> <p>会員年月日交付 番 号 (枚数)</p>	
<p>被保険者所在地 被保険者番号 被保険者名</p>	
(第 三回)	
<p>住 所 通 手</p> <p>第 二回に記入したことにより、被保険者に被る影響を受けることを承ります。 1. 本件は、被保険者が被る影響を受けることを確認するための書類の為に提出します。 2. 本件は、<u>被保険者年月日</u>に提出された書類の為に提出します。 (本文は、被保険者年月日で提出して下さい。) 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・骨盤・小腸・胆嚢】</p> <p>【 特記事項】 被保険者年月日 年 月 日 被保険者年月日 年 月 日</p> <p>記入者名(サイン) 記入者名(サイン)</p>	

備考 1. フクシマカードの他の持物を含み、被保険者に被る影響を受けるものとする。
2. 大きなものは、被保険者年月日、被保険者名(サイン)と記入する。
3. 必要あるときは、被保険者の電子登録番号で表示することその他の所定の変更又は調査を加えることとする。
4. 被保険者の被る影響を受ける場合を知り得たときは、
(1) 被保険者の文書を提出したときは、被保険者に在所を自署して大切に保管すること。
(2) 被保険者の被る影響を受けることを確認するときには、その者口で電子登録番号を交付かね、被保険者番号を表示すること。
(3) 特別保険被保険者の被る影響を受けるときは、5月以内に被保険者能動健診実施合に提出すること。
(4) 不正に被保険者番号を使用した者は、別途により訴訟として懲役の処分を受けることがある。
(5) 被保険者の影響事項に変更があった場合には、直ちに被保険者能動健診実施合に提出して訂正を受けること。
6. 被保険者の被る影響を受ける場合は、被保険者に在所を自署して大切に保管すること。

様式第十号(1)(第五十二条関係)

(表)面)		
健康保険高齢者証		
記号	番号	(枚番)
被保険者 姓 名		
被保険者 生年月日	年 月 日	
対象者 姓 名		
対象者 生年月日	年 月 日	
被保険者 住 所		
発効年月日	令和 年 月 日	
有効期限	令和 年 月 日	
一部負担金の割合		
保険料		
保険者番号		
及び印		

注意事項
 1. この届けはこの届けを受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
 2. 保険料の開帳請求から該券を受取よとされたときは、その窓口で電子開帳券を受取らるか、この電子開帳券を提出して大切に保持してください。

3. 被保険者の資格が無くなったり、被扶養者でなくなったときは、その窓口で被扶保険者に添えておこなう。ただし、任意継続被保険者の場合は被保険者に添えておこなう。
 4. 不正にこの証券を使用したときは、罰則により非業農として収入の馬力を受けます。

5. この届けは被保険者変更があった場合には、被保険者届にこの届けを被扶養者であるときは、それまでの間に該当事項を記載すること。

6. 別途被保険者等に通知することにより、注意事項を省略することができる。

(表)面)		
健康保険高齢者証		
記号	番号	(枚番)
被保険者 姓 名		
被保険者 生年月日	年 月 日	
被保険者 性別		
被保険者 有効期限	年 月 日	
被保険者 一部負担金の割合		
被保険者 保険料		
被保険者 及び印		

備考
 1. この届けを受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
 2. 保険料の開帳請求から該券を受取よとされたときは、その窓口で電子開帳券を受取らるか、この電子開帳券を提出して大切に保持してください。

3. 被保険者の資格が無くなったり、被扶養者でなくなったときは、その窓口で被扶養者に添えておこなう。ただし、任意継続被保険者の場合は被保険者に添えておこなう。

4. 不正にこの証券を使用したときは、罰則により非業農として収入の馬力を受けます。

5. この届けは被保険者変更があった場合には、被保険者届にこの届けを被扶養者であるときは、それまでの間に該当事項を記載すること。

6. 別途被保険者等に通知することにより、注意事項を省略することができます。

様式第十二号(第八十三条関係)

(表)面)	
注意事項	
1. この届けを受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。	
2. この届けは、被扶養者変更前に、再び診療を受けたいために被保険者にこれまでに受けようとする際にには、必ずこの届けをそのまま持ててください。	
3. この届けで診療を受けたときは、次の額をそなえて持ててください。 (1) 被保険者の費用(2)の3割を相当する額 ただし、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月初である場合は、その月以後の最初の3月31日までの場合は2割に相当する額、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月初である場合は、その月以後の最初の3月31日までの場合は1割に相当する額となります)、 (2) 入院時の食事費又は生活療養に要する費用 定額の食事療養費標準額又は生活療養標準額由 4. この届けを受けたときは、被保険者に添えておこなう被保険者等として被扶養者が受けられるように、被扶養者、被扶養者、被保険者等の被保険者、被扶養者、被扶養者等となりとき、被保険者の資格を喪失してから算して6ヶ月経過したとき、被保険者の資格を喪失してから6ヶ月以内に受けた等のため必要になったときは、直ちに該券を提出してください。	

5. 表面の記載事項のうち被保険者又は受給者の氏名又は住所に変更があるときは、この届けを提出するとともに、新田氏名又は住所を5日以内に届け出してください。

6. 不正にこの届けを使用したときは、刑法によって罰せられますから法律でござります。

健康保険 特別療養証明書

特 別 療 养 証 明 書

保険者名

(表)面)		
健康保険特別療養証明書		
令和 年 月 日 付		
記号	番号	(枚番)
被保険者 姓 名		
被保険者 性別	男・女	
被保険者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
被保険者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
保険者 姓 名		
保険者 性別		
保険者 生年月日		
保険者 住 所		
保険者 及び印		

(表)面)		
健康保険特別療養証明書		
令和 年 月 日 付		
記号	番号	(枚番)
被保険者 姓 名		
被保険者 性別	男・女	
被保険者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
被保険者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生	
受給者 住 所		
記号	番号	(枚番)
受給者 姓 名		
受給者 性別	男・女	
受給者 生年月日	昭・平・令 年 月 日 生</	

備考

- この組の大きさは、横12ミリメートル、縦182ミリメートルとし、点線の箇所から二つ折りとする。
- この欄は、受取人へ個人として記載する場合に用いる。
- 受取者が複数ある場合は、各個人の名前を記載する。又、(例)「保険者」の「氏名」欄は、被保険者本人と記載し、他の欄には斜線を引くこととし、受取者が扶養扶助者である者であるときは、それらの欄に當該扶助者を記載すること。
- 「性別」欄は、記入しないと保険料が扶養される。
- 郵便番号欄は、郵便局の窓口にて記載すること。ただし、「傷病名」、「開始年月日」及び「受取期限」欄は、被保険者において記載すること。
- 「療養施設」欄の記載については、次のようにする。
 - (1) 「施設名」欄に記載する場合は、施設の名称を「傷病名」欄に記載すること。
 - (2) 「開始年月日」欄には、保険開始の年月日を記載すること。
- (受取期限)欄には、特殊療養給付を受けることができる期間を記載すること。
- (記入年月日)欄には、この年の有効期間が満了したときと、その満了年月日を記載し、また、傷病が癒和したときは、その年月日を記載すること。
- (期)欄には、治療、期間、年月日、転院、死亡、中止等の件を記載すること。
- 別途被保険者等へ周知することにより、受取事項を省略することができる。

樣式第十三号（第九十九条関係）

様式第十三号(第九十九条関する)

マイナ保険証(⑧)を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定書の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

⑨ 罰子負担確認に記載される番号番号⑩で下さい。

株式第十三号の二（第一百三十三条の二及び第一百一十九条の二関係）

マイナ保険証(4)を利する際は、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額制度：標準負担額標準認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※ 離子療養費認定に利されれる個人番号カードをもってます。

様式第十六号(第五百五十九表)			
17日	18日	19日	20日
印	印	印	印
21日 22日 23日 24日			
印	印	印	印
25日 26日 27日 28日			
印	印	印	印
29日 30日 31日 (ヨリ付)取扱 印 紙 貨物 貨物 貨物 印 持者 ⑥			

貰取印紙はりけたん
印紙を貰取る場合は、この欄に印を捺す

1日	2日	3日	4日
印	印	印	印
5日	6日	7日	8日
印	印	印	印
9日	10日	11日	12日
印	印	印	印
13日	14日	15日	16日
印	印	印	印

貰取印紙はりけたん
印紙を貰取る場合は、この欄に印を捺す

支取機関名
田中

(表記)

支取機関名 田中
領取係名 小原
年月日 昭和三十八年九月一日
氏名 田中
生年月日 一九一八年八月一日
住所 東京都千代田区神田
居所 同上

第一面の有効期間外の期間については、この薬では治療を行うことはできません。

様式第十八号(第二百四十五条関係)

(表紙)

		事業所番号
健康保険印紙購入通帳		
交付年月日 令和 年 月 日		
事業所名称 所在地		
事業主氏名		
交付年金事務所名		
回		

購入年月日	印紙の種類	購入枚数	金額	健康保険印紙販売機関名及び取扱者印
令和 年 月 日	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	計(円)	枚	円	()
令和 年 月 日	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	計(円)	枚	円	()
令和 年 月 日	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	計(円)	枚	円	()
令和 年 月 日	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	計(円)	枚	円	()

購入年月日	印紙の種類	購入枚数	金額	健康保険印紙販売機関名及び取扱者印
令和 年 月 日	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	計(円)	枚	円	()
令和 年 月 日	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	計(円)	枚	円	()
令和 年 月 日	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	計(円)	枚	円	()
令和 年 月 日	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	歳(円)	枚	円	()
	計(円)	枚	円	()
買戻請求書	印紙の種類	買戻請求枚数	金額	買戻の請求理由は、健康保険法施行規則に該当することを確認します。
より右の印紙の買戻を請求します。	歳(円)	枚	円	
令和 年 月 日	歳(円)	枚	円	令和 年 月 日
事業主 氏名	歳(円)	枚	円	年金事務所長 氏名
	計(円)	枚	円	回

(裏表紙)

注意事項

1 事業主は、健康保険印紙を購入する際には、この通帳の該当欄に、購入する印紙の種類、枚数、金額及び購入年月日を記入し、健康保険印紙販売機関に提出してください。

2 事業主は、その保有する印紙の買戻しを請求しようとするときは、あらかじめ年金事務所長の確認を受け、健康保険印紙販売機関に申し出ください。

3 事業主は、事業所ごとに日雇特例被保険者の保険料納付(健康保険印紙の貼り付け及び現金による保険料の納付)に関する帳簿を備え付け、保険料納付の額度、記帳しなければなりません。

4 事業主は、一ヶ月間の保険料納付の状況を翌月末までに年金事務所長に所定の様式により報告しなければなりません。また、健康保険組合に加入している事業主は、併せてその健康保険組合に報告しなければなりません。

備考 この通帳の大きさは、B3判6番とする。

本手帳は電子手帳による操作も可能であること。なお、本手帳について、社会保険労務士が電子署名により本添削者の提出に関する手続を当事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを明記するときとされると本添削者の提出と併せて進呈することをもって、当事業主の電子署名に代えようができます。

(注) 健康保険組合等の名称、保険料等を加へてある健康保険組合の本部の名称、被扶養者名を記すことによります。
本手帳は電子申請による保険料支払いが可能であることを、又は、本手帳について、社会保険労務士が被扶養者の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代理人であることを証明することができる。社会保険労務士の提出代理人の提出と併せて役場に提出することをもって、当該事業主の審査署名に代ええることができる。

備考

- 1 保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。
- 2 督促状を発する者が歳入徴収官である場合は、この様式に上り厚生年子ども「子育て掛出金の督促を併せて行うことができるること。
- 3 督促状を発する者が歳入徴収官であるときは、「所管」を「内閣府及び管」と、「会計」を「金庫特別会計」と記載すること。
- 4 「所管」、「会計」、「事業実績報告書」及び「取扱い規程」の欄は、督査者が被監査組織会員であるときは、記載を要しないこと。

(裏面)

書類添付表(2)
(被扶助の状況)
嘱託者と扶助者の間で、扶助の内容について
必ず合意あるべきものとされ、その旨を記載す
る。扶助の内容は、扶助の目的、扶助の方法、扶
助の期間等の事項について明確に記載され、
扶助の実施に際して扶助の内容が遵従される。
2-3 (被扶助の状況)
(被扶助の状況)
被扶助者の年齢、性別、既往歴等の個人的情
況は、扶助の実施に際して考慮されるべき事項
である。扶助の実施に際して考慮されるべき事
項として「被扶助者の年齢、性別、既往歴等の個
人的情況」を記載する。
2-4 (被扶助の状況)
2 (被扶助の状況)

樣式第二十五号（第一百五十七条關係）

様式第二十六号（第一百五十八条の十九関係）

備考 この用紙は、A4判7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

備考 この用紙は、A4判番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りすること。

◎近頃ノスリーヴィングを行つてゐる。

◎茶色のカーボンで書かれていない場合は、お手数でも年金事務所へご連絡ください。◎領収金額欄が修正されているものは無効です。

様式第二十七号（第一百五十八条の二十関係）

様式第二十八号（第一百五十八条の二十一関係）

様式第二十九号（第一百五十八条の二十一関係）

備考 1. 用紙寸法は、各片ともおおむね縦1cm、横21cmとする。
 2. 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 3. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷する事項は除く。)は、複写により記入するものとする。

備考

- 用紙面積は身幅とも2120mm高さ15mm、横21mmとする。
- 条件では取扱いのうり他の方法によつて復録するものとする。
- 条件に該当する場合(あるいはこの範囲外を除く)には、複数によつて記入するものとする。

保育科等級的變更						
申請日	摘要	保育科轉科時 期	起	迄	現	

備考 1. 料紙の寸法は、A3判とする。
2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

問 号 千紙の下書きは、各片(もん)における方10.1cm、幅21.0cmとする。
2. 各片は、左端、各片をつなぐ側に他の方法により接着するものとする。
3. 各片に共通する事項(あらかじめ印刷する事項を除く。)は、複数(ふくすう)により記入するものとする。
4. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

様式第三十一号（第一百五十八条の二十七関係）

様式第三十号(百五十九条の二十五関係)						
保険料等収納状況報告書						
令和 年 月 日						
厚生労働大臣 聲						
○○年金事務所 主任収納職員 所 属 ・ 氏 名 						
令和 年度 令和 年 月 分						
摘要	前月送付本済額	本月収納額	計	本月送付済額	本月送付本済額	備考
主任収納職員 ○○ ○○						
分任収納職員 ○○ ○○						
# ○○ ○○						
計						

備考 1. 用紙寸法は、A4列4とする。
2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

前任收納職員 所 屬 · 氏 名
後任收納職員 所 屬 · 氏 名

備考 1. 用紙寸法は、A4とする。
2. 必要があるときは、所要の変更を加えること。その修正版の調整を加えることができる。